

行政文書の公開の請求及び申出の概要

令和6年上尾市教育委員会5月定例会 報告事項2別冊

(実施機関：教育委員会)

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
5-0004	4月10日	4月20日	請求	第5回上尾市学校施設更新計画検討委員会要点記録簿および配布資料一式	教育総務課	全部公開	
5-0018	4月23日	5月15日	請求	社会教育指導員の報酬が2級5号給であるにもかかわらず、家庭教育指導員の報酬が2級9号給とされた合理的な理由が判別できる文書・資料等。	生涯学習課	非公開	文書不存在
5-0019	4月23日	5月15日	請求	(1) 令和5年度「家庭教育推進事業」の予算額が47(千円)減額となった具体的理由(なぜ報償費が減額になったのか、使用料及び賃借料がなぜ計上されていないのか、なぜ負担金・補助及び交付金が増額されたのか、など)が判別できる文書・資料等。	生涯学習課	非公開	文書不存在
5-0020	4月23日	5月15日	請求	(2) 「点検評価報告書」の「事業名53家庭教育推進事業」によると、事業費にかかる令和3年度決算72(千円)、令和4年度当初予算257(千円)となっています。そこで、事業費にかかる令和4年度決算の額が判別できる文書・資料等。	生涯学習課	非公開	文書不存在
5-0021	4月23日	5月15日	請求	(3) 「点検評価報告書」の「事業名53家庭教育推進事業」の「評価指標/家庭教育講演会参加者数」の令和3年度実績は「動画配信」となっています。しかしながら、この動画は一般には公開されていないため、請求人は視聴ができません。そこで、評価指標としての「令和3年度の動画の配信回数(本請求書受理の時点での配信回数で可)」が判別できる文書・資料等。	生涯学習課	非公開	文書不存在
5-0022	4月23日	5月15日	請求	(4) 過日請求人が開示を受けた資料によれば、令和4年度の上尾市PTA連合会の会員数は14,837(会員)であることから、視聴者の大半がPTA連合会会員としても、視聴しているのは、会員の僅か1.5%ということになります。そこで、こうした現状について、「上尾市教育委員会としての見解」が判別できる文書・資料等。	生涯学習課	非公開	文書不存在
5-0023	4月23日	5月22日	請求	(1) 令和4年度 上尾市社会教育団体補助金(市PTA連合会補助金)にかかる「補助事業等実績報告書」および添付書類	生涯学習課	一部公開	第2号、第3号
5-0024	4月23日	5月22日	請求	(2) 上記(1)について、「※報告事項審査結果」に「審査の結果、適正と認める」旨の記述がある場合、実際にはどのように審査を行ったのか(審査をした期日、審査をした職員名など)が判別できる文書・資料等。	生涯学習課	全部公開	
5-0025	4月23日	5月22日	請求	(3) 令和4年度 上尾市社会教育団体補助金(まなびすと指導者バンク活動推進会議補助金)にかかる「補助事業等実績報告書」および添付書類	生涯学習課	一部公開	第2号
5-0026	4月23日	5月22日	請求	(4) 令和4年度 上尾市社会教育団体補助金(家庭教育推進事業補助金)にかかる「補助事業等実績報告書」および添付書類	生涯学習課	一部公開	第2号、第3号
5-0027	4月23日	5月22日	請求	(5) 令和4年度 上尾市社会教育団体補助金(ボーイスカウト上尾市連絡協議会補助金)にかかる「補助事業等実績報告書」および添付書類	生涯学習課	一部公開	第2号、第3号
5-0028	4月23日	5月22日	請求	(6) 令和4年度 上尾市社会教育団体補助金(ガールスカウト上尾地区協議会補助金)にかかる「補助事業等実績報告書」および添付書類	生涯学習課	一部公開	第2号
5-0029	4月23日	5月22日	請求	(7) 令和4年度 上尾市社会教育団体補助金(文化団体連合会補助金)にかかる「補助事業等実績報告書」および添付書類	生涯学習課	一部公開	第2号
5-0030	4月23日	5月15日	請求	(1) 請求人は過日の公開請求により、令和4年度の生涯学習課家庭教育支援員が〇氏であることを了知しましたが、採用の経緯等については、公募以外の方法で採用されたということで、市民に合理的に説明できる文書・資料等が存在しないため、非公開とされました。 ただ、自薦による採用ではないことが口頭により判明したものの、〇氏の名前がどのような経緯で出てきたかについては教示していただけなかったため、誰からの他薦であったかが判別できる文書・資料・メモ類(庁内のメール連絡等を含む)。なお、「市民に合理的に説明できる文書・資料等」でなくとも可。	生涯学習課	非公開	文書不存在
5-0031	4月23日	5月15日	請求	(2)-1 家庭教育指導員の職の設置にあたり、文科省『「家庭教育支援チーム」の手引書』を参照したことが判別できる文書・資料等。	生涯学習課	非公開	文書不存在
5-0032	4月23日	5月15日	請求	(2)-2 家庭教育支援員として採用(任用)した会計年度任用職員は、2名とも退職校長です。なぜ文科省が例示している「子育て経験者、教員OB(注:退職校長以外の教員OB)、PTA関係者、地域の子育てサポーターリーダー、民生委員・児童委員、保健師、保育士、臨床心理士、コミュニティソーシャルワーカー、地域学校協働活動推進員など」を家庭教育支援員として採用(任用)しなかったのが判別できる文書・資料等。	生涯学習課	非公開	文書不存在
5-0033	4月23日	5月15日	請求	(2)-3 家庭教育支援員を採用(任用)するにあたり、その方法について市教委内で打ち合わせ(立ち話でのメモやメールのやり取りを含む)したことが判別できる文書・資料等。	生涯学習課	非公開	文書不存在
5-0034	4月23日	5月15日	請求	(2)-4 家庭教育支援員の本来のあり方(=市P連事務局職員としてではなく)を市教委内で検討していることが判別できる文書・資料等。	生涯学習課	非公開	文書不存在
5-0035	4月23日	5月2日	請求	(1) 令和5年度第1回上尾市いじめ問題調査委員会(2023.04.11)の会議録。 ただし、いじめにかかわった加害者・被害者および双方の関係者氏名、調査委員会開催に至った重大事態に関する部分を除く。	指導課	非公開	文書不存在
5-0036	4月23日	5月2日	請求	(2) 今年度(令和5年度)の市内小学校の教育職員(校長・教頭・主幹教諭・教諭。任期6か月以上の臨時的任用者を含む)の内、中学校又は高等学校の英語の教員免許を所持している人数が判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
5-0037	4月23日	5月2日	請求	(3) 今年度市内小・中学校に配置されているALTについて、委託(派遣)会社と上尾市(教育委員会)との間で交わした仕様書またはそれに類した文書・資料等。	指導課	一部公開	第3号、第7号
5-0038	4月23日	6月5日	請求	(4) 市内小・中学校において、いわゆる「家庭訪問」を実施している学校が判別できる文書・資料等(昨年度の状況が判別できれば可)。	指導課	全部公開	
5-0039	4月23日	6月5日	請求	(5) 市内小・中学校において、いわゆる「表札訪問」を実施している学校が判別できる文書・資料等(昨年度の状況が判別できれば可)。	指導課	全部公開	
5-0040	4月23日	5月2日	請求	(1) 上尾市内小・中学校に任用されている会計年度任用職員/市費学校事務職員について定められた勤務時間(何時間何分であるか)および休憩時間(何分であるか)が判別できる文書・資料等。	教育総務課	一部公開	第2号

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
5-0041	4月23日	5月2日	請求	(2) 上記市費学校事務職員に対して校長による超過勤務命令が可能か否かが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
5-0042	4月23日	5月2日	請求	(3) 上記(2)において、「校長による超過勤務命令は出すことが出来ない」にもかかわらず、実際には超過勤務をせざるを得ない状況がある場合には、それを解消することについて、市教委から各学校の校長に伝えていることが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
5-0043	4月23日	5月2日	請求	(4) 市内小・中学校に任用されているアッピスマイルサポーターの勤務時間(何時間何分であるか)および休憩時間(何分であるか)が判別できる文書・資料等。	学務課	一部公開	第2号
5-0044	4月23日	5月2日	請求	(5) 上記アッピスマイルサポーターが昼休み等に勤務をせざるを得ず、休憩時間が確保できない場合における校長の対応がどうか判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
5-0045	4月23日	5月22日	請求	(1) 校長が例外的に教員に時間外勤務を命じることが出来る、いわゆる「限定4項目」【①生徒の実習に関する業務 ②学校行事に関する業務 ③教職員会議に関する業務 ④非常災害等やむを得ない場合に必要業務】について、令和4年度に上尾市内各小学校の校長がどのように対応したかが判別できる文書・資料等。 なお、学校行事の「修学旅行等」に関しては、埼玉県(教委)から出されている「教員特殊業務手当の運用方針要綱」に基づくものであること。 時間外勤務のカウントについては、たとえば修学旅行等の実績簿に1日16時間勤務となっている場合、16時間から勤務時間の7時間45分+休憩時間60分(休憩が取れた場合)を除いた時間が「時間外勤務」となること。すなわち、「修学旅行等の実績簿」と「勤務時間の調整措置の時間」とに整合性が取れていること。 ただし、整合性が取れていない場合でも開示の対象とします。	学務課	一部公開	第2号
5-0046	4月23日	5月2日	請求	(2) 市内各小・中学校で教職員の服務や在籍・指導要録等を作成するために使用されているシステム《シーフォース=C4th》についての「操作マニュアル」で直近のもの。	学務課	非公開	文書不存在
5-0047	4月23日	5月2日	請求	(3) 上記《シーフォース=C4th》導入後から現在(本請求書受理日)までに、その活用についての研修会・講習会・伝達会・説明会等がおこなわれたことが判別できる文書・資料等(研修会資料を含む)。	学務課	一部公開	第3号
5-0048	5月1日	5月15日	請求	(1) 2023(令和5)年4月1日付け「上尾市会計年度任用職員/家庭教育支援員」にかかる「任命書」(複数名任用されている場合は全員分)。	生涯学習課	一部公開	第2号
5-0049	5月1日	5月15日	請求	(2) 上記(1)について、当該家庭教育支援員が新規任用であるのか、それとも昨年度から継続して任用されているかが判別できる文書・資料等。	生涯学習課	一部公開	第2号
5-0055	5月9日	5月22日	請求	(1) 「上尾市教育委員会事務局組織規則」第4条第4項には、「第1項の家庭教育支援員は、上司の命を受け、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育の支援に関する業務のうち、課長の指定するものに従事する。」と定められています。 そこで、2022(令和4)年度中に、家庭教育支援員に対して課長が指定した業務の内容が判別できる文書・資料等。	生涯学習課	一部公開	第2号
5-0056	5月9日	5月22日	請求	(2) 上記(1)と同様、2023(令和5)年4月における、家庭教育支援員に対して課長が指定した業務の内容が判別できる文書・資料等。	生涯学習課	一部公開	第2号
5-0057	5月9日	5月22日	請求	(3) 2022(令和4)年度における、家庭教育支援員の「業務報告書」(または同趣旨の報告書・日誌の類で可)。	生涯学習課	非公開	文書不存在
5-0072	5月16日	5月29日	請求	(1) 「上尾市立中学校に係る部活動の方針(令和5年3月改訂)」という記事を上尾市のHP【新着情報】に掲載するようになった経緯が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0073	5月16日	5月29日	請求	(2) 「上尾市立中学校に係る部活動の方針」の表紙には、「令和5年3月改定」と記載されています。それでは、「誰が」「いつ」「どのような経緯で」改定に至ったかが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
5-0074	5月16日	5月29日	請求	(3) 教育委員会(2023年)3月定例会を経ずに市のHPに公表しているにもかかわらず、なぜ「上尾市立中学校に係る部活動の方針」の発行者が「上尾市教育委員会」となっているかが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0075	5月16日	5月29日	請求	4) 「上尾市立中学校に係る部活動の方針」の本文1頁には、次の説明があります。 * 少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。 また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。 この説明は、以下に示す昨年11月の「室伏スポーツ庁長官による記者との懇談(テキスト版)」のほとんど丸写しです。 スポーツ庁長官による記者との懇談(2022.11.29) テキスト版より(該当部分を引用) … 少子化が進む中で学校単位での運営が厳しくなっていること、また必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務める指導体制の継続は学校の働き方改革が進む中に困難な状況にあると…(以下略) 「上尾市立中学校に係る部活動の方針」の該当部分の前段では、室伏長官の発言「学校単位での」を省略しているため、非常にわかりにくい文章となっているものの、全体的にこの文章は室伏長官の発言をそのまま「引用」しています。 そこで、出典(この場合、スポーツ庁長官による記者との懇談(2022.11.29) テキスト版)を示さずに他者の発言をほぼそのまま丸写しで掲載することの可否について、上尾市教育委員会としての根拠(ガイドライン等)が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
5-0076	5月16日	5月29日	請求	(5)「上尾市立中学校に係る部活動の方針」の本文3頁には、「部活動の方針の策定等」として次の記述があります。 ア 校長は、市方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画(活動日、休業日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休業日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。 (5)-1 アで、部活顧問は、毎年度、部活の計画や活動実績やらを校長に提出することになっており、毎月の活動計画を出すということは、年間計画は年度当初に提出することになり、実務作業が増えると考えられます。そこで、このことが働き方改革(提出書類の精選)に逆行するものではないことが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0077	5月16日	5月29日	請求	(5)「上尾市立中学校に係る部活動の方針」の本文3頁には、「部活動の方針の策定等」として次の記述があります。 イ 校長は、前記アの活動方針及び活動計画並びに活動実績を学校のホームページへの掲載等により公表する。また、毎月の活動計画は、各部の保護者へ配布等により周知する。 (5)-2 イで、「毎月の活動計画を保護者に配布する」のは誰なのか、校長なのか部活動顧問なのか判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0080	5月17日	取下げ	請求	(1)上尾市HPの教育委員会のページ左側に、「方針」というメニュー表示があります。 この中の「方針」をクリックすると、次の画面になります。 (1)つづき 上記「教育委員会関連の主な方針」として表示される「上尾市小中一貫教育基本方針」および「上尾市不登校対策基本方針」については、2023(令和5)年3月の教育委員会定例会(以下、教育委員会定例会は「定例会」と略記)で議案となったものです。 それでは、同様に2023(令和5)年3月の「定例会」で議案となった「上尾市学校給食基本方針」が何故にこの「教育委員会関連の主な方針」として掲載されていないのか、その理由や経緯等が判別できる文書・資料等。	学校保健課	取下げ	
5-0081	5月17日	5月29日	請求	(2)-1 「上尾市小中一貫教育基本方針」の策定について、なぜ「定例会」の議案としたのか、その理由が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0082	5月17日	5月24日	請求	(2)-2 「上尾市不登校対策基本方針」の策定について、なぜ「定例会」の議案としたのか、その理由が判別できる文書・資料等。	教育センター	非公開	文書不存在
5-0083	5月17日	5月29日	請求	(2)-3 「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」について、当初の策定の際には「定例会」の議案とされたものの、2回目の策定(注:改定ではなく)の際には「定例会」の議事とはならなかった理由が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0084	5月17日	5月29日	請求	(2)-4 「上尾市特別支援教育基本方針」の策定の際、なぜ「定例会」の議事とはならなかったのか、その理由が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0085	5月17日	5月29日	請求	(2)-5 「上尾市立中学校における部活動の方針」の策定の際、なぜ「定例会」の議事とはならなかったのか、その理由が判別できる文書・資料等。 なお、開示していただく文書・資料等が、すでに提出(申請)した行政文書公開請求書の「請求人による通し番号」5-4の(2)および(3)と重複する場合にはその旨ご教示ください。	指導課	非公開	文書不存在
5-0086	5月17日	5月29日	請求	(2)-6 「上尾市学校給食食物アレルギー対応方針」の策定の際、なぜ「定例会」の議事とはならなかったのか、その理由が判別できる文書・資料等。	学校保健課	非公開	文書不存在
5-0087	5月17日	5月22日	請求	(2)-7 「上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針」について、当初の策定の際には「定例会」の議事とならず、改定の際になぜ「定例会」の議案となったのか、その理由が判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
5-0093	5月18日	6月1日	請求	令和3年度から令和5年度までの家庭教育支援員(会計年度任用職員)にかかる任命書。ただし、任命した者の個人名を隠した文書であること。	生涯学習課	非公開	文書不存在
5-0094	5月19日	6月1日	請求	上尾市教育委員会が任用している「家庭教育支援員」に関し、請求人が情報公開請求等により入手した資料、および「上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例」(以下「報酬条例」)、「上尾市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則」(以下「施行規則」)に基づき、以下の(1)～(10)に示した事項に関する情報の開示を求めます。 (1)2022(令和4)年4月1日に任用された「家庭教育支援員」(新たに会計年度任用職員となった者)の号給は、2級9号給であると請求人は思料しますが、そのことは事実であると判別できる文書・資料等。	生涯学習課	非公開	第2号
5-0095	5月19日	6月1日	請求	(2)2022(令和4)年4月1日に任用された「家庭教育支援員」については、「施行規則」別表第6に掲げる「経歴の欄に掲げる期間を有する者」には該当しないと請求人は思料しますが、そのこと事実であると判別できる文書・資料等。	生涯学習課	非公開	文書不存在
5-0096	5月19日	6月1日	請求	(3)2022(令和4)年4月1日に任用された「家庭教育支援員」の「報酬の基本額」については、92,000円であると請求人は思料しますが、そのことは事実であると判別できる文書・資料等。	生涯学習課	非公開	第2号
5-0097	5月19日	6月1日	請求	(4)2022(令和4)年4月1日に任用された「家庭教育支援員」には、「地域手当」は支給されないと請求人は思料しますが、そのことは事実であると判別できる文書・資料等	生涯学習課	非公開	第2号
5-0098	5月19日	6月1日	請求	(5)2022(令和4)年4月1日に任用された「家庭教育支援員」に支払われる報酬の支給定日は、毎月21日(その日が休日、日曜日、土曜日に当たるときは、その日に最も近い休日、日曜日、土曜日ではない日)であると請求人は思料しますが、そのことは事実であると判別できる文書・資料等。	生涯学習課	一部公開	第2号
5-0099	5月19日	6月1日	請求	(6)2022(令和4)年4月1日に任用された「家庭教育支援員」については、任用後、本請求書受理日までの間、「時間外勤務手当」および「休日勤務手当」は支給されていないと請求人は思料しますが、そのことが事実であるということが判別できる文書・資料等。	生涯学習課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
5-0100	5月19日	6月1日	請求	(7) 2022(令和4)年4月1日に任用された「家庭教育支援員」の「期末手当」にかかる「期末手当基礎額」は、上記(3)により92,000円であると請求人は思いますが、そのことが事実であると判別できる文書・資料等。	生涯学習課	非公開	第2号
5-0101	5月19日	6月1日	請求	(8) 2022(令和4)年4月1日に任用された「家庭教育支援員」の6月期(6月1日を基準日とする)の「期末手当」については34,500円、12月期(12月1日を基準日とする)における「期末手当」については115,000円であると請求人は思いますが、そのことが事実であると判別できる文書・資料等。	生涯学習課	非公開	第2号
5-0102	5月19日	6月1日	請求	(9) 2022(令和4)年4月1日に任用された「家庭教育支援員」に支払われる期末手当の支給日は、6月期は6月25日、12月期は12月25日(その日が休日、日曜日、土曜日に当たるときは、その日に最も近い休日、日曜日、土曜日ではない日)であると請求人は思いますが、そのことは事実であると判別できる文書・資料等。	生涯学習課	一部公開	第2号
5-0103	5月19日	6月1日	請求	(10) 2022(令和4)年4月1日に任用された「家庭教育支援員」が引き続き2023(令和5)年4月1日に任用された場合、「施行規則」第21条第1項の適用を受けると請求人は思いますが、そのことが事実であると判別できる文書・資料等	生涯学習課	一部公開	第2号
5-0104	5月19日	5月25日	請求	上尾市図書館本館の耐震診断及び外壁のき裂等調査に係る次の文書。 1. 耐震診断性能評定票(評価証) 2. 耐震診断報告書、同計算書 3. 耐震診断時の建物調査報告書 4. 上記の診断、調査時の使用図面(各階平面図、矩計図、各階構造平面図、構造断面図) 5. 図書館の外壁のき裂、クラック、ひび割れの調査報告書	図書館	一部公開	第2号、第3号
5-0114	5月27日	6月7日	請求	現在凍結されている図書館移設について、決定に至った経緯、査定価格理由など、詳細に知りたい為、土地売買価格評価、売買に関連する内容について、併せて関わった人物及び業者の開示を請求します。	図書館	一部公開	第2号
5-0120	5月31日	6月9日	請求	令和5年度第1回上尾市いじめ問題調査委員会(2023.04.11)の会議録。 ただし、いじめにかかわった加害者・被害者および双方の関係者氏名、調査委員会開催に至った重大事態に関する部分を除く。	指導課	一部公開	第2号、第7号
5-0124	6月2日	6月15日	請求	上尾市HPの行政経営課のページに2023年5月29日更新として、「上尾市企業版ふるさと納税について」という記事が掲載されています。この中の「連絡先 教育総務課」に関連して、次の①・②についての情報の開示を求めます。①「令和5年度上尾市企業版ふるさと納税対象事業一覧」の⑥民間スイミングスクールを活用した水泳授業モデル事業、および⑦中学校特別教室冷風機設置事業 について、なぜ教育総務課としてその事業を企業版ふるさと納税対象事業としたのか、その理由や経緯が判別できる文書・資料等	教育総務課	非公開	文書不存在
5-0125	6月2日	6月15日	請求	②上尾市教育委員会として、「児童生徒の一人一人の確かな学力の育成」に関わる事業を企業版ふるさと納税の対象事業としなかった理由が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
5-0167	6月30日	7月7日	請求	昨年度、上尾市教育委員会事務局(学務課・指導課・スポーツ振興課)として上尾市の法務官に「法務相談」をおこなっていますが、当該相談の内容および法務官の回答が判別できる文書・資料等。	学務課	一部公開	第2号
5-0168	6月30日	7月11日	請求	昨年度、上尾市教育委員会事務局(学務課・指導課・スポーツ振興課)として上尾市の法務官に「法務相談」をおこなっていますが、当該相談の内容および法務官の回答が判別できる文書・資料等	指導課	非公開	文書不存在
5-0169	6月30日	7月11日	請求	昨年度、上尾市教育委員会事務局(学務課・指導課・スポーツ振興課)として上尾市の法務官に「法務相談」をおこなっていますが、当該相談の内容および法務官の回答が判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	第2号、第7号文書不存在
5-0170	6月30日	7月11日	請求	昨年度、上尾市教育委員会事務局(学務課・指導課・スポーツ振興課)として上尾市の法務官に「法務相談」をおこなっていますが、当該相談の内容および法務官の回答が判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	文書不存在
5-0171	6月30日	7月14日	請求	昨年度、上尾市教育委員会事務局(学務課・指導課・スポーツ振興課)として上尾市の法務官に「法務相談」をおこなっていますが、当該相談の内容および法務官の回答が判別できる文書・資料等。	スポーツ振興課	一部公開	第2号
5-0172	6月30日	7月11日	請求	「上尾市学校運営協議会規則」第4条に基づき、上尾市内各小・中学校の学校運営協議会として、上尾市教育委員会または埼玉県教育委員会に意見を述べたことが判別できる文書・資料等の開示を求めます。	指導課	全部公開	
5-0173	6月30日	6月30日	請求	上尾市内各小・中学校に勤務する県費教職員の2023年6月分における「時間外在校時間数」が判別できる文書・資料等。	学務課	一部公開	第2号
5-0174	6月30日	7月14日	請求	上尾市教育委員会教育長の2023年4月～8月までの動静が判別できる文書・資料等(予定を含む)。	教育総務課	全部公開	
5-0175	6月30日	7月12日	請求	(1) 2018(平成30)年度以降、現在(2023年6月末)までの間に上尾市内各小・中学校から修理・修繕の依頼を受け、上尾市教育委員会として対応したことが判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
5-0176	6月30日	7月12日	請求	(2) 2018(平成30)年度以降、現在(2023年6月末)までの間に上尾市内各小・中学校から修理・修繕の依頼を受けているが、現在まで未対応であることが判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
5-0177	6月30日	7月14日	請求	2022(令和4)年度中に上尾市内各小・中学校のPTA等から寄附を受け、上尾市(または市教委)の備品として受け入れたことが判別できる文書・資料等。	教育総務課	一部公開	第2号、第3号
5-0178	6月30日	7月11日	請求	令和5年度第2回上尾市いじめ問題調査委員会(2023.05.10)会議録。 ただし、いじめにかかわった加害者・被害者および双方の関係者氏名、調査委員会開催に至った重大事態に関する部分を除く。	指導課	一部公開	第2号、第7号
5-0179	7月2日	7月18日	請求	「従前と同様の実行委員会事務局体制となった理由」および「事務局の在り方について、必要性も含めてどう検討したのか」が判別できる文書・資料等。	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
5-0180	7月2日	7月18日	請求	昨年度と今年度で予算額に差異が生じた理由が判別できる文書・資料等。	スポーツ振興課	非公開	文書不存在



No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
5-0181	7月2日	7月18日	請求	第36回2023上尾シティハーフマラソン大会運営業務として協同エージェンシーと交わした業務委託契約書。	スポーツ振興課	一部公開	第3号
5-0182	7月2日	7月18日	請求	〇〇株式会社(あるいはその代理企業)と交わした業務委託契約書の類	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
5-0183	7月2日	7月18日	請求	第36回2023上尾シティハーフマラソン実行委員会予算(書)。	スポーツ振興課	全部公開	
5-0184	7月2日	7月18日	請求	令和5年度第1回上尾シティハーフマラソン実行委員会の会議録。	スポーツ振興課	一部公開	第2号
5-0185	7月2日	7月18日	請求	「提案」の内容が判別できる文書・資料等	スポーツ振興課	全部公開	
5-0186	7月2日	7月18日	請求	「上尾市が整備費を負担する(約2.3億円を想定)」との記述の根拠となる文書・資料等。	スポーツ振興課	一部公開	第7号
5-0188	7月2日	7月18日	請求	「令和4年3月 上尾市立学校の水泳授業及びプール施設のあり方検討報告書」には「屋内25mプールが設置された場合は、市内の小中学校の水泳授業等の利用について業務委託を行う」との記述が無いにもかかわらず、前記のような申し出をおこなった理由や経緯が判別できる文書・資料等。	スポーツ振興課	非公開	文書不存在
5-0189	7月2日	7月2日	請求	上尾市内小・中学校における令和4年度中および令和5年度(6月末現在)に配置された「拠点校指導教員」の氏名および当該拠点校名(兼務校がある場合は兼務校名も含めて)が判別できる文書・資料等。	学務課	一部公開	第2号
5-0190	7月2日	7月14日	請求	上尾市内小・中学校における令和4年度中および令和5年度(6月末現在)の「拠点校指導教員」全員について、初任者研修の一環として「示範授業」をおこなっていることが判別できる文書・資料等。なお、当該授業の教科名および単元名も併せて開示願います。	教育センター	非公開	文書不存在
5-0192	7月4日	8月9日	請求	上尾市内各小中学校が所有・保持する備品・消耗品等の類で、2022(令和4)年度中に「PTA」・「卒業生(一同)」・「児童(会)・生徒(会)」・「おやじの会」など(以下、「PTA等」と略記します)から寄附・寄贈を受けたこと、あるいは消耗品等の維持管理費を「PTA等」が負担していることが判別できる文書・資料等。	教育総務課	一部公開	第2号、第3号
5-0193	7月4日	8月15日	請求	(1) 上尾市立中央小・大石小・西小・大石北小の四校では、児童への体罰禁止について職員間でどのような申し合わせや研修をおこなっているのかが判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	第2号、第7号
5-0194	7月4日	8月15日	請求	(2) 上尾市立中央小・大石小・西小・大石北小の四校では、児童の肖像権(写真の扱いや動画の撮影等を含む)を守るためにどのような対応をしているのかが判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	第2号、第7号
5-0195	7月7日	8月8日	請求	「学校環境美化等業務委託料 73,907(千円)」の内容が判別できる文書・資料等。	教育総務課	一部公開	第2号、第3号
5-0196	7月7日	8月8日	請求	水泳授業モデル事業委託料の27,970(千円)についての内訳・内容が判別できる文書・資料等。	教育総務課	一部公開	第2号、第3号
5-0197	7月7日	8月8日	請求	「プール更新と民間活用した場合のコスト比較」について、いつ、どのように訂正をするのかが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
5-0198	7月10日	7月21日	請求	(1) 上尾市立中央小学校の校長が、同校の教頭・体育主任・副主任(計3名)に対し、2023(令和5)年6月3日の朝6時に集合させたのは「職務命令」であったのかが判別できる文書・資料等。	学務課	全部公開	
5-0199	7月10日	7月21日	請求	(2) 上記(1)について、朝6時に職員を集合させたことが「職務命令」であった場合、定められた勤務時間を超える勤務になります。その場合の上記3名の「勤務の割振り変更」を含めた服務上の回復措置の扱いが判別できる文書・資料等。	学務課	全部公開	
5-0200	7月10日	7月21日	請求	(3) 上記(1)について、「朝6時に集合」したのが「職務命令以外」である場合、服務上はどう扱われるのかが判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
5-0201	7月10日	7月21日	請求	(4) 『中央小だより』には、「早朝にも何人かの職員とともに何本かの川を作りましたが、…(以下略)」との記述があります。そこで、「何人かの職員」の人数が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0202	7月10日	7月21日	請求	(5) 上記(4)において、「何人かの職員」が早朝に何本かの川を作ったのは、校長による「職務命令」であったのかが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0203	7月10日	7月21日	請求	(6) 運動会当日の職員の服務について、中央小学校職員全体に校長から示された勤務時間の割振りの状況(出退勤時刻と休憩時間、およびそれが「いつ」示されたのか判別できるもの)、および当該勤務時間の割振りは職員の内誰を対象にしているのかが判別できる文書・資料等。	学務課	一部公開	文書不存在
5-0204	7月10日	7月21日	請求	(7) 上述の資料により、中央小学校における6月3日の児童の日程は「1・2時間目は授業」、また、「12:00から運動会」であったことが読み取れます。そこで、6月3日当日の2時間目終了後の児童の日程が判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	第2号
5-0205	7月10日	7月21日	請求	(8) 中央小では、「6月3日の12:00から運動会を実施した」ことが明らかになっていますが、当日の運動会に「来賓」名目で誰(「役職」あるいは「肩書」も含め)を呼んだのかについて判別できる文書・資料等。ただし、民間人の場合は氏名不要。	指導課	一部公開	第2号
5-0206	7月10日	7月21日	請求	(9) 上記(8)で、「来賓」として上尾市教育委員会の教育長・教育委員・事務局職員のいずれか(代理を含む)を呼んでいる場合、「6月3日当日に時間を変更したうえで運動会を実施する」旨、どのように連絡をしたのかが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0207	7月10日	7月21日	請求	中央小の運動会前日の6月2日は終日雨天であり、当日の朝も雨天であったことから、通常は前日に「延期」の判断をし、児童や保護者に前日の内にその旨連絡すればよいにもかかわらず、当日の早朝から何人かの職員とともに校庭を掘って(「川」を作ってまで)運動会を強行するに至った理由が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0208	7月10日	7月21日	請求	中央小学校において、「職員の時間外在校等時間の状況を月の途中で確認し、一部の教職員に負担が偏らないように配慮している」ことが判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
5-0209	7月10日	7月21日	請求	中央小学校において、「時間外在校等時間が長時間になっている教職員と面談をして、その原因を分析し、改善するための支援体制を構築している」ことが判別できる文書・資料等。	学務課	一部公開	第2号
5-0210	7月10日	7月21日	請求	中央小学校において、「上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針に基づき、教職員の負担軽減となる具体的な取組を継続」していることが判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
5-0258	7月24日	8月7日	請求	令和4年度インシデント報告一覧に掲載しているインシデント報告の各所属のホームページへの掲載期間がわかる文書	学校保健課	非公開	文書不存在
5-0262	7月24日	8月7日	請求	令和4年度インシデント報告一覧に掲載しているインシデント報告の各所属のホームページへの掲載期間がわかる文書	学校保健課	非公開	文書不存在
5-0270	7月24日	8月2日	請求	令和4年度インシデント報告一覧に掲載しているインシデント報告の各所属のホームページへの掲載期間がわかる文書	生涯学習課	非公開	文書不存在
5-0274	7月26日	7月31日	請求	石けんの使用状況について	教育総務課	全部公開	
5-0279	7月31日	8月8日	請求	請求人は、令和5年7月18日付け上教学第393号文書により、「令和5年6月分 出退勤時刻及び休日勤務状況一覧表（全校）」の（一部）開示を受けました。 この資料に関して、以下の（1）～（3）までの情報の開示を求めます。 （1）一部開示された資料によれば、上尾小学校に[平均出勤時刻]が4時48分という職員がいます。この時刻に出勤することが常態化しているということは、防犯上の問題はもちろん、「上尾小の校舎に朝早くから明かりが点いているが、何かあったのか」といったように、地域住民等から疑義が生じることも考えられます。そこで、（1）-1 この職員について、上述の[平均出勤時刻]となった経緯や理由、およびこの職員に対して校長がどのような指導をおこなったのかが判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
5-0280	7月31日	8月8日	請求	（1）-2 このような異常ともいえる出勤時刻は、6月のみにとどまらず、今までの他の月も同様であったと考えられます。そこで、上尾市教育委員会としてこのような状況に対してどのような対応をしたのかが判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
5-0281	7月31日	8月8日	請求	（2）一部開示された資料によれば、小学校の教職員で[平均退勤時刻]が20時台の職員は9名いますが、その内6名は鴨川小学校の教職員です。 そこで、なぜ鴨川小学校では退勤時刻が遅い教職員が多いのか、その理由が判別できる文書・資料等。	学務課	一部公開	第2号
5-0282	7月31日	8月8日	請求	（3）一部開示された資料によれば、原市中学校に[平均退勤時刻]が23時26分という職員がいます。この時刻に退勤することが常態化しているということは、防犯上の問題はもちろん、「原市中は深夜になっても消灯がされないが、何かあったのか」といったように、地域住民等から疑義が生じることも考えられます。そこで、（3）-1 この職員について、上述の[平均退勤時刻]となった経緯や理由、およびこの職員に対して校長がどのような指導をおこなったのかが判別できる文書・資料等。	学務課	一部公開	第2号
5-0283	7月31日	8月8日	請求	（3）-2 このような異常ともいえる退勤時刻は、6月のみにとどまらず、今までの他の月も同様であったと考えられます。そこで、上尾市教育委員会としてこのような状況に対してどのような対応をしたのかが判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
5-0284	7月31日	8月14日	請求	（1）「関東地区都市教育長協議会（2023.05.09～05.10）」にかかる「協議会資料」、「旅行命令簿」、「復命書」（同趣旨の文書・資料等を含む）。	教育総務課	全部公開	
5-0285	7月31日	8月14日	請求	（2）「関東地区都市教育長協議会（2023.05.09～05.10）」にかかる旅費（宿泊料を支払っている場合、その費用を含む）についての関係書類一式。	教育総務課	全部公開	
5-0286	7月31日	8月14日	請求	（3）「全国都市教育長協議会（2023.05.17～05.19）」にかかる「協議会資料」、「旅行命令簿」、「復命書」（同趣旨の文書・資料等を含む）。また、確かに西倉教育長が同協議会に参加したことが判別できる文書・資料等。	教育総務課	一部公開	第2号、第3号
5-0287	7月31日	8月14日	請求	（4）「全国都市教育長協議会（2023.05.17～05.19）」にかかる旅費（宿泊費含む）についての関係書類一式。	教育総務課	一部公開	第2号、第3号
5-0288	7月31日	8月14日	請求	（5）教育長は、昨年度は山口市、今年度は帯広市というように、「全国都市教育長協議会」名目で遠方に出向いています。 「全国都市教育長協議会（研究大会）」については、悉皆の研修会ではないこと、および遠方であること、また、高額の旅費等を市税から支出することなどから、毎年度に連続して出向く必要性は無いと請求人は考えます。そこで、昨年度も参加しているにもかかわらず、今年度の「全国都市教育長協議会」にどうしても出向かなければならない理由が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
5-0289	7月31日	8月14日	請求	（6）昨年度および今年度の「全国都市教育長協議会」に出向いたことにより、①教育委員に対して同協議会での研修成果が還元された（あるいは、相当な確度をもって還元が予定される）ことが判別できる文書・資料等	教育総務課	非公開	文書不存在
5-0290	7月31日	8月14日	請求	（6）昨年度および今年度の「全国都市教育長協議会」に出向いたことにより、②市教委事務局職員に対してそれぞれ同協議会での研修成果が還元された（あるいは、相当な確度をもって還元が予定される）ことが判別できる文書・資料等	教育総務課	非公開	文書不存在
5-0291	7月31日	8月14日	請求	（6）昨年度および今年度の「全国都市教育長協議会」に出向いたことにより、③市民に対して同協議会での研修成果が還元された（あるいは、相当な確度をもって還元が予定される）ことが判別できる文書・資料等	教育総務課	非公開	文書不存在
5-0292	7月31日	8月14日	請求	（7）2023.05.26の「関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会及び研修会」の資料。	教育総務課	全部公開	
5-0307	8月8日	8月18日	請求	2022（令和4）年度中に上尾市内各小・中学校のPTA等から寄附を受けたことが分かる一覧表	教育総務課	一部公開	第2号
5-0308	8月8日	8月21日	請求	2023年8月3日に教育委員に示された『上尾市いじめ問題調査委員会調査報告書』。	指導課	非公開	文書不存在
5-0309	8月8日	8月22日	請求	*2023.08.08に開催された「上尾市立小・中学校通学区区域審議会」において配布された文書・資料等一式。	学務課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
5-0322	8月9日	8月22日	請求	他の教育委員会関連の会議（教育委員会定例会や図書館協議会など）では（持ち帰りの可否は別に）傍聴する市民のために資料配布がされているにもかかわらず、なぜ「通学区域審議会」の傍聴者に資料が配布されなかったのか。判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
5-0323	8月9日	8月22日	請求	② 当日の「通学区域審議会」において、「傍聴者には資料を配布する必要はない」決めたのは誰（またはグループ・担当課）なのか（個人の場合は職名で可）。判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
5-0324	8月9日	8月22日	請求	③ 従前の対面による「通学区域審議会」（書面での審査・審議を除く）では、資料配布についてはどのように扱われていたのか（傍聴人の有無にかかわらず）。判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
5-0325	8月9日	8月22日	請求	(2) 上記「通学区域審議会」には、葉義正明委員は欠席したとのことですが、同氏の欠席理由が判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
5-0326	8月9日	8月22日	請求	上尾市教育委員会が公表している「今後の学級数の推移」における「学級数」とは、基本的には特別支援学級を含めた数であるということが判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
5-0327	8月9日	8月22日	請求	請求人が2023.06.08付けで起こした住民監査請求に関連して、上尾市教育委員会事務局として〇〇氏および〇〇職員（両名ともに会計年度任用職員＝社会教育指導員or家庭教育支援員の経験を有しています）に何らかの連絡をしたことが判別できる文書・資料等。	生涯学習課	非公開	文書不存在
5-0329	8月10日	8月22日	請求	会計年度任用職員（家庭教育支援員）である〇〇職員について、2023年4月1日から本請求書受理日までに、どのような業務に携わったのかが判別できる文書・資料等。	生涯学習課	非公開	文書不存在
5-0332	8月10日	9月8日	請求	新図書館複合施設に関連して市民団体から提出された要望書等の資料	図書館	一部公開	第2号
5-0333	8月13日	8月25日	請求	請求人に手交された、令和5年8月7日付け「上監査第60号」文書の記述に関して、後述する(1)～(4)についての情報の開示を求めます。 (1) 上記「上監査第60号」文書P4からP5にかけて「生涯学習課から所要の書類が提出された」とありますが、この記述にある「所要の書類」。	生涯学習課	全部公開	
5-0334	8月13日	8月22日	請求	(2) 「家庭教育支援員は、市教育委員会と市PTA連合会との連絡調整、同連合会事務の支援、同連合会事業の支援及びPTAに係る相談対応を行っている」との記述があります。そこで、この記述は「上尾市教育委員会事務局組織規則 第4条」に謳う「課長の指定するもの」であるか否かが判別できる文書・資料等。	生涯学習課	非公開	文書不存在
5-0335	8月13日	8月22日	請求	(3) 「上監査第60号」文書での記述では「提出された書類及び事情聴取によると…」[…業務の異なる二者を区別させるために家庭教育支援員を新設し独立させた]とあります。一方で、令和2年3月の教育委員会定例会において教育総務課長は「新たな職というよりは職名を変えるものでございます」と発言しています。すなわち、両者の間には明らかに齟齬が生じていますが、なにゆえにこのような齟齬が生じているのかが判別できる文書・資料等。	生涯学習課	非公開	文書不存在
5-0336	8月13日	8月22日	請求	(4) 「それと同時に号給も業務の専門性の高さに見合う格付けとした」と監査委員に説明している一方で、請求人に対しては「上教生第87号」文書の手交の際、請求人が再三再四「2級9号給にしたには必ず理由があるはずなので、そのことについて教えてほしい」とお願いしたにもかかわらず、市民が当然知らされるべき情報提供（上尾市情報公開条例第26条に基づく情報提供）がされなかった理由が判別できる文書・資料等。	生涯学習課	非公開	文書不存在
5-0340	8月13日	8月22日	請求	(2) この監査委員の意見について、上尾市教育委員会としてどう対応したのか、あるいはどう対応する予定であるのかが判別できる文書・資料等	生涯学習課	非公開	文書不存在
5-0341	8月13日	8月22日	請求	(1) 「令和4年度教育委員会後援名義の承認等の状況」一覧表のNo.50（下記）には、 * 事業の名称：「わが青春つきるとも」上映会 * 団体名：憲法九条を守る上尾共同センター * 不承認理由：要綱第6条第4項第2号の「特定の主義主張の浸透を図ることを目的とする事業」に該当すると認められるためとあります。 そこで、「わが青春つきるとも」上映会の何をもって「特定の主義主張の浸透を図ることを目的とする事業」とであると判断したのかが判別できる文書・資料等。	生涯学習課	一部公開	第2号
5-0343	8月13日	8月23日	請求	(3) 2023（令和5）年度（本請求書受理日まで）に、教育委員会後援名義について「不承認」とした「事業の名称」および「開催日」「団体名」「担当課」が判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
5-0344	8月13日	8月22日	請求	(4) 2023（令和5）年度（本請求書受理日まで）に教育委員会後援の申請が出された「家庭倫理の会上尾市」が主催する「事業の名称」等が判別できる文書・資料等。	生涯学習課	非公開	文書不存在
5-0345	8月14日	8月24日	請求	2022（令和4）年度の学校配布予算各費目の執行状況が判別できる文書・資料等（補正等を含んだ最終の状況）。ただし対象校は上尾小学校および上尾中学校とします。	教育総務課	全部公開	
5-0348	8月17日	8月22日	請求	令和5年4月1日以降 上尾市教育委員会規則第3条にある、「教育職員の業務量の適切な管理を行う」ために教育委員会がおこなった施策の全ての記録、会議、打ち合わせ等の全ての記録	学務課	一部公開	第2号、第3号、第7号
5-0359	8月22日	9月1日	請求	本年度の小学校教科採択に係る全文書 (学校への通知及び学校からの提出文書、教育委員会及び資料作成委員会配布資料、採択結果)	指導課	一部公開	第2号、第7号
5-0360	8月22日	9月4日	請求	本年度の小学校教科採択に係る議事録	教育総務課	非公開	文書不存在
5-0361	8月22日	9月4日	請求	本年度の小学校教科採択に係る採択結果	教育総務課	全部公開	
5-0363	8月24日	9月4日	請求	(1) 2022（令和4）年度中に上尾市内中学校に配置されたスクールカウンセラーについての ① 学校別の配置人数および氏名 ② 学校別の勤務日（実際に勤務した日） 以上が判別できる文書・資料等。	教育センター	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
5-0364	8月24日	9月4日	請求	(2) 2023(令和5)年4月から本請求書受領日までの間に上尾市内中学校に配置されているスクールカウンセラーについての ①学校別の配置人数および氏名 ②学校別の勤務日(実際に勤務した日) 以上が判別できる文書・資料等。	教育センター	全部公開	
5-0365	8月13日	8月22日	請求	上尾市教育委員会の講演名義の承認の起案にかかる担当者(生涯学習課職員複数名と申料いたします)が上尾市役所採用の際に「憲法を守る」ことを宣言したことが判別できる文書・資料等。	生涯学習課	一部公開	第2号
5-0390	9月3日	9月15日	請求	2023年8月23日更新として、上尾市HPに次の文書が掲載されています。 この文書(以下、「いじめ問題公表文書」)について、後述の(1)～(9)についての情報の開示を求めます。 (1) この「いじめ問題公表文書」をHPに掲載するにあたっての決裁文書。	指導課	一部公開	第2号
5-0391	9月3日	9月15日	請求	(2) HPでの公表前に、この「いじめ問題公表文書」を被害者側に見せ、了解を得たことが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0392	9月3日	9月15日	請求	(3) 「いじめ問題公表文書」の「1 経緯」の中で「該当中学校では、令和4年5月にいじめを認知し、解消に向けて対応してきました」とありますが、この「対応」の中身が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0393	9月3日	9月15日	請求	(4) 上尾市いじめ問題調査委員会の『調査報告書』の記述から、学校側による不適切な「対応」が、いじめ被害生徒が学校に来られなくなった要因であることは明白です。それにもかかわらず、「いじめ問題公表文書」にはそうしたことが全く触れられていません。その理由が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0394	9月3日	9月15日	請求	(5) 「いじめ問題公表文書」中、「2 対応」では、「上尾市いじめ問題調査委員会」からの提言内容を具体的に取り組んでまいります」とあります。そこで、ここで述べられている「提言内容を具体的に取り組んでまいります」の中身が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
5-0395	9月3日	9月15日	請求	(6) 「いじめ問題公表文書」中、「3 再発防止策」に書かれている《新たに作成する「いじめ重大事態対応マニュアル」》が市民に示される日時が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0396	9月3日	9月15日	請求	(7) 「いじめ問題公表文書」中、「4 教育委員会からのコメント」について、ここで言う「教育委員会」とは、HPで謳われている「教育長と5人の委員」のことであるのか、あるいは、上尾市教育委員会事務局のことであるのかが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0397	9月3日	9月15日	請求	(8) 「いじめ問題公表文書」中、「4 教育委員会からのコメント」を公表するにあたり、どのような会議・打ち合わせの類をおこなったのか、その日程(日付や所要時間等)、出席者(教育長や教育委員が同席したのか)について判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0398	9月3日	9月15日	請求	(9) 請求人は、上尾市内の教職員の中には、「いじめ問題公表文書」や新聞報道等に接していないことから、今回のいじめ問題を全く知らない教職員もいるのではないかと危惧しています。 そこで、市内小中学校に勤務する教職員に対して、上尾市教育委員会として今回のいじめ問題について周知をしたこと(あるいは周知する予定であること)が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
5-0402	9月3日	9月15日	請求	「上尾市いじめ問題調査委員会」による『調査報告書』、および関連する上尾市教育委員会の動きについて、以下の(1)～(3)の情報の開示を求めます。 (1) - 1 「本いじめ事案」に関連して、5月10日から7月27日までの「上尾市いじめ問題調査委員会」および上尾市教育委員会の動き(『調査報告書』の最終校正、それに伴う市教委事務局の動きなど)が判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	第2号
5-0403	9月3日	9月15日	請求	(1) - 2 『調査報告書』が示されて以降、市教委が公表するまで1か月近くを要した理由が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
5-0404	9月3日	9月15日	請求	(2) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(地教行法)では、総合教育会議と教育委員会の関係について定められています。 地教行法の定めからも、「本いじめ事案」は「教育委員会」は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると考えるとき、にあたる問題であると思われますが、なにゆえに上尾市教育委員会として「地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求める」ことをしなかったのか、その理由あるいは経緯が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0405	9月3日	9月15日	請求	(3) - 1 「本いじめ事案」に関し、西倉教育長が被害生徒あるいは被害生徒の両親に直接謝罪したこと、あるいは直接謝罪する予定であることが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0406	9月3日	9月15日	請求	(3) - 2 「本いじめ事案」に関し、教育委員(単独・複数可)が被害生徒あるいは被害生徒の両親に直接謝罪したこと、あるいは直接謝罪する予定であることが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0407	9月3日	9月15日	請求	(3) - 3 「本いじめ事案」に関し、上尾市教育委員会事務局職員が被害生徒あるいは被害生徒の両親に直接謝罪したこと、あるいは直接謝罪する予定であることが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0408	9月3日	9月15日	請求	(3) - 4 「本いじめ事案」に関し、当該中学校の校長が被害生徒あるいは被害生徒の両親に直接謝罪したこと、あるいは直接謝罪する予定であることが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0409	9月3日	9月15日	請求	(3) - 5 「本いじめ事案」に関し、当該中学校の教頭あるいは職員が被害生徒あるいは被害生徒の両親に直接謝罪したこと、あるいは直接謝罪する予定であることが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在



No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
5-0410	9月3日	9月15日	請求	2023.08.23付けで、上尾市HPに「上尾市いじめ問題調査委員会の調査報告書の公表について」が掲載されました。同時に、被害者側の『上尾市いじめ問題調査委員会による調査結果に関する所見』（以下、本請求書では『所見』と略記します）が資料として添付されています。『所見』述では、被害者側からの「学校側の対応が法に則っていない」とことについての指摘がされています。また、本件いじめ重大事態についての学校側や市教委の「対応」の不適切さも被害者側から『所見』として表明されています。 しかしながら、本請求書申請の時点で『所見』で述べられている中で実現したのは、「いじめ問題調査委員会による調査報告書の公表」のみとなっています。 以上の事実関係を踏まえて、後述する(1)～(8)についての情報の開示を求めます (1) 上記『所見4-1-1』の記述の指摘のとおり、学校側は本件いじめ行為が犯罪であることを認め、被害者側が警察へ被害届を出したいという事実を知っていました。それにもかかわらず、学校側が警察への相談を含む連携を一切行っていない理由が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0411	9月3日	9月15日	請求	(2) 本件いじめ行為は、『調査報告書』によれば、2022.06.06にXX中学校の「生徒指導委員会」にて報告がされ、いじめ行為が学校側に認知されています。しかしながら、上記『所見4-1-2』で指摘されているとおり、学校側はいじめ重大事態に特化した会議がなされていないのみならず、夏休み明けの8月29日までXX中学校におけるいじめ行為は全く議論すらなされていません。その理由が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0412	9月3日	9月15日	請求	(3) - 1 『所見4-1-3』の記述のとおり、学校側は「上尾市立XX中学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書」（以下、「学校版調査報告書」）を被害者側に提出するも、その内容はXX中学校いじめ問題調査委員会で議論されたものではありませんでした。そこで、なぜ「学校版調査報告書」をXX中学校いじめ問題調査委員会で議論しなかったのか、その理由が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0413	9月3日	9月15日	請求	(3) - 2 学校側はなぜ「学校版調査報告書」を上尾市教育委員会教育長宛へ提出しなかったのか、その理由が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0414	9月3日	9月15日	請求	(3) - 3 本件いじめ行為に関し、なぜ被害生徒に関するいじめ重大事態の調査がXX中学校の調査委員により行われなかったのか判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0415	9月3日	9月15日	請求	(3) - 4 『所見4-1-3』の記述に、「調査をしたことを取り繕うために報告書を限られた職員にて作り上げたものである」との指摘がされている。そこで、学校側としてこの指摘に対する事実関係が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0416	9月3日	9月15日	請求	(4) 『所見4-1-4』での指摘のとおり、XX中学校の教頭は、被害者の教育の権利よりも加害者の教育を受けさせる権利を優先させようとし、被害生徒の教育を受けさせる権利を侵害しました。教頭がそのような行為に及んだ理由が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0417	9月3日	9月15日	請求	(5) 『所見4-2-1』の記述のとおり、上尾市教育委員会としていじめ重大事態の報告を受けているにもかかわらず、XX中学校のいじめ重大事態調査に関して何ら把握することもなく、学校への指導・助言もおこなっていない理由が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0418	9月3日	9月15日	請求	(6) 『所見4-2-2』の記述のとおり、上尾市教育委員会として、いじめ重大事態の市長への報告が2週間も要した理由が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0419	9月3日	9月15日	請求	(7) 『所見5-1-2』の記述のとおり、被害者側は、上尾市教育委員会に対して、いじめ重大事態の事実に関しての記者会見を通じて報告並びに謝罪をし、説明してもらおうと要望しています。そこで、記者会見を開く予定であるのか否かが（予定があればその日程を含めて）判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0420	9月3日	9月15日	請求	(8) - 1 上尾市教育委員会教育長が処分される予定であるか否かが判別できる文書・資料等。なお、すでに処分をされた場合にはその旨ご教示ください。	指導課	非公開	文書不存在
5-0421	9月3日	9月15日	請求	(8) - 2 市教委のHP「教育委員会のあらまし」の説明のとおり、「上尾市教育委員会」は教育長と教育委員の合議体です。そこで、今回のいじめ事案に関して、教育委員が処分される（自ら処分することを含む）予定であるか否かが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0422	9月3日	9月15日	請求	(8) - 3 今回のいじめ事案に関して、当事者である上尾市立XX中学校の校長が処分される予定であるか否かが判別できる文書・資料等	指導課	非公開	文書不存在
5-0423	9月3日	9月15日	請求	(8) - 4 今回のいじめ事案に関して、当事者である上尾市立XX中学校の教頭が処分される予定であるか否かが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0424	9月3日	9月15日	請求	(8) - 5 今回のいじめ事案に関して、当事者である上尾市立XX中学校の職員（上記8-3、8-4以外の職員）が処分される予定であるか否かが判別できる文書・資料等	指導課	非公開	文書不存在
5-0431	9月12日	9月20日	申出	令和6年用小学校教科用図書の採択に係る資料 ①採択日程	指導課	全部公開	
5-0432	9月12日	9月20日	申出	令和6年用小学校教科用図書の採択に係る資料 ②教科用図書専門調査委員会名簿	指導課	全部公開	
5-0433	9月12日	9月20日	申出	令和6年用小学校教科用図書の採択に係る資料 ③教科用図書選定委員会名簿	指導課	全部公開	
5-0434	9月12日	9月20日	申出	令和6年用小学校教科用図書の採択に係る資料 ④各学校の調査研究結果	指導課	全部公開	
5-0438	9月19日	10月2日	申出	令和6年版小学校教科書採択について ・教育委員会会議録	教育総務課	非公開	文書不存在
5-0439	9月19日	10月3日	申出	令和6年版小学校教科書採択について ・調査研究報告書（社会、算数、図工、英語、道徳5教科について）	指導課	全部公開	
5-0440	9月19日	10月3日	申出	令和6年版小学校教科書採択について ・調査専門委員名簿（全教科）	指導課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
5-0444	9月22日	10月3日	申出	令和6年度使用小学校教科書に関する資料 ・教科書研究院一覧(国書生外道)	指導課	全部公開	
5-0453	9月26日	10月10日	申出	R6使用小学校用教科用図書採択に関わる資料作成委員会・専門部会名簿	指導課	一部公開	第2号
5-0454	9月26日	10月10日	申出	R6使用小学校用教科用図書採択に関わる教科書展示会アンケート回答一覧	指導課	一部公開	第2号
5-0455	9月27日	10月10日	請求	上尾市立西中学校(令和5年6月)において、休日平均勤務時間が5時間を超える教員が8名いることがわかった。 この8名に対し、教育委員会がどのように業務改善及び勤務時間管理を行ったかがわかるすべての文書を請求いたします。	学務課	一部公開	第2号
5-0469	10月3日	10月13日	請求	令和5年10月3日に学校教育部指導課職員と電話をした際にいじめの重大事態についての対応についての要望を伝えましたが「要望は上に伝えます」の一点張りであった。どのように上に伝え、それに対し上がどのように答えたかがわかるすべての文書の公開を求めます。	指導課	一部公開	第2号、第7号
5-0471	10月4日	10月18日	請求	(1)文科省(平成29年3月)『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』を踏まえ、上尾市教育委員会が2023.08.23付けで公表した「いじめ事案」=「本件いじめ行為」について、「学校の設置者・学校は、詳細な調査の結果を待たずして速やかに被害児童生徒・保護者に当該対応の不備について説明し、謝罪等を行った」ことが判別できる文書・資料等	指導課	一部公開	第2号
5-0472	10月4日	10月18日	請求	(2)「いじめ調査委員会」が「本件いじめ行為」に関して行った調査の内容が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0473	10月4日	10月18日	請求	(3)『調査報告書』P4に示された ⑥××中学校長作成の弁明書および⑦上尾市教育委員会作成の弁明書	指導課	一部公開	第2号
5-0474	10月4日	10月18日	請求	請求人による通し番号10-3) *「いじめ防止対策推進法」=「法」 *上尾市いじめ問題調査委員会(令和5年7月27日)『調査報告書』=『調査報告書』 *上尾市教育委員会が2023.08.23付けで公表した「いじめ事案」=「本件いじめ行為」 (1)「法」第23条第6項には、「6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。」とあります。にもかかわらず、学校側から「本件いじめ行為」について警察に通報するという対応を取らなかった理由が判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	第2号
5-0475	10月4日	10月18日	請求	(2)-1『調査報告書』P22の提言にある「実践的なマニュアル」について、上尾市教育委員会として作成・配布し、更には研修を実施していることが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
5-0476	10月4日	10月18日	請求	(2)-2 この提言が示されて以降、「校長のマネジメントスキルの向上」について実践的な研修を実施していることが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
5-0477	10月4日	10月18日	請求	(2)-3 この提言が示されて以降、「学校の窓口としての教頭の保護者対応等」について、実践的な研修を実施していることが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0478	10月4日	10月18日	請求	※本請求書においては、以下のとおりの略称を用いることとします。 *上尾市いじめ問題調査委員会(令和5年7月27日)『調査報告書』=『調査報告書』 *上尾市教育委員会が2023.08.23付けで公表した「いじめ事案」=「本件いじめ行為」 (1)-1『調査報告書』P23の提言には、「その学校に一定期間専門性を持った指導主事を配置(派遣)する必要があると考える」とあります。 そこで、現在の上尾市教育委員会の「指導主事」の中に、この提言に合致した「専門性を持った指導主事」が存在していることが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
5-0479	10月4日	10月18日	請求	(1)-2 この提言では、「その業務を担える人材の養成も不可欠である」との記述があります。そこで、上尾市教育委員会として、「その業務を担える人材の養成」をおこなっていることが判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	第7号
5-0480	10月4日	10月16日	請求	(2)「本件いじめ行為」について、被害者生徒が卒業まで登校できなかったという事実の主要因は、当該校の管理職(校長・教頭)の杜撰な対応にあり、その意味でも当該校の管理職(校長・教頭)には大きな責任があることが『調査報告書』により明らかになっています。そこで、「本件いじめ行為」に関し重大な責任を負うべき当該校の管理職について、令和5年度当初人事で然るべき配慮をしたことが判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
5-0481	10月4日	10月18日	請求	請求人の情報公開請求により、2023.10.03に「第3回上尾市いじめ問題調査委員会会議録」の記述について、,「第3回上尾市いじめ問題調査委員会 会議録」の中で事務局職員が述べている「(学校名が伏せられている)他の市町」とはどこを指すかが判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	第2号
5-0482	10月4日	10月16日	請求	2023.09.28付けで「令和5年教育委員会第2回臨時会 会議結果・協議・報告」がホームページに掲載されています。この「令和5年教育委員会第2回臨時会」の事前予告(会議開催のお知らせ)が判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
5-0483	10月5日	10月26日	請求	請求人による情報公開請求の結果、「上教セ第505号(令和5年9月4日)」文書が手交されました。 「公開請求に係る行政文書の名称又は内容」の中には「令和4年度出勤簿等」が含まれており、この事実を踏まえて、以下の情報についての開示を求めます。 (1)「スクールカウンセラーの出動状況が把握できる簿(出勤簿)」が各校バラバラですが、どうして統一されていないかが判別できる文書・資料等。	教育センター	非公開	文書不存在
5-0484	10月5日	10月26日	請求	(2)上尾市教育委員会として、スクールカウンセラーの出動簿の取扱いについて各(中)学校に指示・連絡をしたことが判別できる文書・資料等。	教育センター	一部公開	第7号
5-0485	10月5日	10月26日	請求	(3)独自のフォーマットを使用している3校(瓦葺中・南中・大谷中)の「勤務実績登録簿」は簿として認められるか否かが判別できる文書・資料等。	教育センター	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
5-0486	10月5日	10月26日	請求	(4) 図のみ記載されている大石中の「出勤簿」は公簿として認められるか否かが判別できる文書・資料等。	教育センター	非公開	文書不存在
5-0487	10月5日	10月26日	請求	(5) 上平中は来校予定表を「出勤簿」としてありますが、これについて公簿として認められるか否かが判別できる文書・資料等。	教育センター	非公開	文書不存在
5-0488	10月5日	10月19日	請求	請求人による情報公開請求の過程で、2023.10.03に以下の「調査報告書公表スケジュール」が示されました。このことについて、後述する(1)～(8)までの情報の開示を求めます。 (1) 7月27日に「市長報告」とありますが、市長に報告に行ったのは誰であるのか、また、市長に示した資料等は何かであったのか判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	第2号
5-0489	10月5日	10月19日	請求	(2) 8月8日に「正副議長報告」とありますが、正副議長に報告に行ったのは誰であるのか、「全議員へ説明したい旨の依頼」の中身は何かであったのか、また、『調査報告書』や『(被害者側の)所見』を事前に全議員に配布したのか否かが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
5-0490	10月5日	10月19日	請求	(3) 8月21日(予定)校長会議とありますが、実際にこの件で校長会議が開催された日程が判別できる文書・資料等。および当該校長会議席上で配布された全ての文書・資料等。	指導課	一部公開	第7号
5-0491	10月5日	10月19日	請求	(4) 8月22日に「教育委員会・総合教育会議」との記述がありますが、この会議の次第・出席者・会議の進行者・会議の内容等が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0493	10月5日	10月19日	請求	(6) 8月23日に「全議員説明会(全員協議会)」とありますが、「全員協議会」であれば、市議会HPにて中継録画の公開およびテキストによる会議録が公開されるものと考えられます。そこで、なにゆえに「全議員説明会(全員協議会)」という記述になったのか判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0494	10月5日	10月19日	請求	(7) 『調査報告書』や『(被害者側の)所見』が、上記(2)で述べたように事前配布ではなく、8月23日当日に資料として配布されたとすれば、資料を深く読み込む余裕は無く、しかも9月議会の一般質問原稿提出が翌日の8月24日となっていたことから、9月議会で質問することは極めて困難であったと考えられます。そこで、8月23日の全議員への説明の際に、市教委として9月議会で一般質問を想定していたのか、それとも念頭には無かったのか判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
5-0495	10月5日	10月19日	請求	(8) 8月23日の欄に【「記者発表(プレスリリース)」→他市事例はすべて投げ込み(プレスリリース)とのこと】との記述があります。そこで、「他市事例」とはどの市を指すのか、また、「すべて投げ込み(プレスリリース)」ということをも市教委事務局に伝えたのは誰で、その根拠は何か判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
5-0496	10月5日	10月18日	請求	2023.08.03に開催された「令和5年教育委員会第2回臨時会」の会議録によれば、教育長職務代理者は、臨時会の冒頭での発言について以下の(1)・(2)の情報の開示を求めます。 (1) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地教行法)第13条第2項」の規定により、教育長職務代理者が西倉教育長の職務を代理したのはいつからいつまでなのか判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
5-0497	10月5日	10月18日	請求	(2) 地教行法第13条第2項については、『逐条解説 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第五次新訂』第一法規、2023年、164頁には次の解説がされています。 …職務代理者たる委員が行う職務のうち、具体的な事務の執行等、職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、法第25条第4項に基づき、その職務を教育委員会事務局職員に委任することが可能である。そこで、教育長職務代理者が職務を教育委員会事務局職員に委任したことが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
5-0498	10月6日	10月20日	請求	2023.09.28付けで公開された「令和5年教育委員会第2回臨時会」の会議録の記述に関し、後述の(1)・(2)についての情報の開示を求めます。 (1) 「これだけの重大事態があったということが、令和4年5月に学校に報告されていて、私ども教育委員がこのことを聞いたのはつい最近のことです…」この教育長職務代理者の発言にある「私ども教育委員がこのことを聞いたのはつい最近のこと」について、その「経緯や理由」が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0499	10月6日	10月20日	請求	(2) 教育長職務代理者は「この事案に対しましては、謝罪をすべきことはしっかりと謝罪をし」と述べています。そこで、上尾市教育委員会事務局として、教育長職務代理者のこの発言を受けて「謝罪」についてどのように検討したのか判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0500	10月6日	10月19日	請求	(1) 上尾市教育委員会教育長の2023年7月・8月・9月の動静(服務の状況)が判別できる文書・資料等。	教育総務課	一部公開	第2号
5-0501	10月6日	10月19日	請求	(2) 教育長の不在により、実際に教育行政に支障が生じたことが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
5-0502	10月6日	10月19日	請求	2023.08.22に開催された「臨時校長会」で示された「研修報告」は2023.09.15が提出日となっています。そこで、上尾市内各学校から提出されたすべての「研修報告」。	指導課	全部公開	
5-0503	10月9日	10月19日	請求	市教委事務局として教育委員への対応が判別できる「マニュアル」(具体的には、教育委員離席の際には事務局職員は起立する、また、市教委HPに掲載していることについては教育委員に伝えない、すべての「基本的方針」を教育委員に伝える必要はない、など)、またはそれに類した文書・資料等の開示を求めます。	教育総務課	非公開	文書不存在
5-0504	10月9日	10月19日	請求	なぜweb上の「2023年9月28日更新 令和5年度 教育委員会会議 結果」をクリックしても、「令和5年教育委員会第2回臨時会 会議結果・協議・報告」および「令和5年教育委員会8月定例会 会議結果・協議・報告」が表示されないのか判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
5-0512	10月11日	10月19日	請求	(1) 家庭教育支援員の号給を2-9に格付けする提案をした資料を保存すべきであった担当職員の職名(当時)及び氏名が判別できる文書・資料等。	生涯学習課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
5-0513	10月11日	10月19日	請求	(2) 家庭教育支援員の号給を2-9に格付けする提案をした資料を保存すべきであった教育総務部長および生涯学習課長(いずれも当時)の氏名が判別できる文書・資料等。	生涯学習課	全部公開	
5-0514	10月11日	10月19日	請求	(3) 8月7日に監査委員から住民監査請求の結果が公表されたことを受け、教育委員会8月定例会の席上、生涯学習課長は資料④のとおり発言をしています。そこで、この「今回の件を教訓に、今後、行政文書の適正な管理に努めてまいります」との発言の中身について、本請求書受理日現在において具体的に生涯学習課の職員と共有した(している)ことが判別できる文書・資料等。	生涯学習課	非公開	文書不存在
5-0515	10月11日	10月19日	請求	今年度(令和5年度)「社会教育指導員」として任用されている会計年度任用職員の氏名が判別できる文書・資料等(公民館別)。	生涯学習課	一部公開	第2号
5-0516	10月11日	10月19日	請求	埼玉県教育委員会主催で、令和5年度「埼玉県家庭教育アドバイザー」養成研修が実施されていると思われます。そこで上尾市教育委員会事務局職員(会計年度任用職員を含む)の内、上記「家庭教育アドバイザー」養成研修を受講している(していた)ことが判別できる文書・資料等(受講者全員の職名・氏名を含む)。	生涯学習課	非公開	文書不存在
5-0517	10月11日	10月19日	請求	(1) 今年度(令和5年度)、会計年度任用職員(家庭教育支援員)として勤務している職員の2023年8月以降本請求書受理日までの間に「どのような業務に従事したのか」が判別できる文書・資料等。	生涯学習課	非公開	文書不存在
5-0518	10月11日	10月19日	請求	(2) 今年度(令和5年度)、会計年度任用職員(家庭教育支援員)として勤務している職員の2023年8月以降本請求書受理日までの間の「旅行命令簿」。	生涯学習課	非公開	文書不存在
5-0521	10月13日	10月26日	請求	(1) 令和5年9月4日付「上教セ第505号」で示された大石中学校におけるスクールカウンセラーの「出勤簿」については、令和4年の5月～7月は捺印の痕跡がみえ、それぞれ出勤日の右わきに☑が記載されています。その一方で、令和4年9月～11月については、捺印の痕跡を一度消したうえでコピーを取り、その右側に☑を記載しているように請求人には見えます。そこで、大石中学校における令和4年9月～11月のスクールカウンセラーの勤務日が確認できる「出勤簿」(コピーをしても印影が判別できるものであること)。	教育センター	全部公開	
5-0522	10月13日	10月26日	請求	(2) 大石中では、いつからこのような方式(印影の痕跡がほとんど見えず、脇に☑が記載されている方式)でスクールカウンセラーの出勤状況を管理しているのか判別できる文書・資料等。	教育センター	非公開	文書不存在
5-0523	10月13日	10月26日	請求	(3) 令和5年9月4日付「上教セ第505号」で示された大石中学校におけるスクールカウンセラーの「出勤簿」について、実際に☑を記した職員の職・氏名が判別できる文書・資料等。	教育センター	非公開	文書不存在
5-0524	10月13日	10月26日	請求	(4) 大石中学校から県教委(または南部教育事務所)に提出された「スクールカウンセラー勤務状況報告書(または同趣旨の報告書)」。 ただし期間は令和4年9月～令和4年11月分のみで可。	教育センター	一部公開	第2号
5-0525	10月16日	10月30日	請求	次の(1)・(2)の情報の開示を求めます。 (1) 2023(令和5)年10月10日から本請求書受理日までの間に上尾市内の中学校において退職(免職を含む)した県費教職員がいる場合、当該職員の在籍していた学校名が判別できる文書・資料等(ただし、個人名は不要)。	学務課	一部公開	第2号文書不存在
5-0526	10月16日	10月30日	請求	(2) 上記(1)で、退職(免職)となった職員が教諭であった場合、教科は何であるのか、また、後補充の状況が判別できる文書・資料等(後任の教員または相当職が補充されたかどうか判別できる文書・資料等で可)。	学務課	一部公開	第2号
5-0537	10月17日	10月25日	請求	2市1町公立図書館の広域利用に関する協定書(上尾市、さいたま市、伊奈町)	図書館	全部公開	
5-0538	10月17日	10月25日	請求	上尾市図書館及び蓮田市図書館の相互利用に関する協定書	図書館	全部公開	
5-0539	10月17日	10月25日	請求	上尾市図書館及び桶川市図書館の相互利用に関する協定書	図書館	全部公開	
5-0541	10月21日	11月2日	請求	上尾市いじめ問題調査委員会(令和5年7月27日)『調査報告書』p3①	指導課	一部公開	第2号
5-0542	10月21日	11月2日	請求	上尾市いじめ問題調査委員会(令和5年7月27日)『調査報告書』p3②	指導課	一部公開	第2号
5-0543	10月21日	11月2日	請求	上尾市いじめ問題調査委員会(令和5年7月27日)『調査報告書』p3③	指導課	一部公開	第2号
5-0544	10月21日	11月2日	請求	上尾市いじめ問題調査委員会(令和5年7月27日)『調査報告書』p3④	指導課	一部公開	第2号、第7号
5-0545	10月21日	11月2日	請求	上尾市いじめ問題調査委員会(令和5年7月27日)『調査報告書』p3⑤	指導課	一部公開	第2号、第7号
5-0546	10月21日	11月2日	請求	上尾市いじめ問題調査委員会(令和5年7月27日)『調査報告書』p3⑥	指導課	一部公開	第2号
5-0547	10月21日	11月2日	請求	上尾市いじめ問題調査委員会(令和5年7月27日)『調査報告書』p3⑦	指導課	一部公開	第2号
5-0548	10月21日	11月2日	請求	上尾市いじめ問題調査委員会(令和5年7月27日)『調査報告書』p3⑧	指導課	一部公開	第2号
5-0549	10月21日	11月2日	請求	上尾市いじめ問題調査委員会(令和5年7月27日)『調査報告書』p3⑩	指導課	一部公開	第2号
5-0550	10月21日	11月2日	請求	上尾市いじめ問題調査委員会(令和5年7月27日)『調査報告書』p3⑪	指導課	一部公開	第2号
5-0551	10月21日	11月2日	請求	上尾市いじめ問題調査委員会(令和5年7月27日)『調査報告書』p3⑫	指導課	一部公開	第2号
5-0552	10月21日	11月2日	請求	上尾市いじめ問題調査委員会(令和5年7月27日)『調査報告書』p3⑬	指導課	一部公開	第2号
5-0561	10月30日	11月9日	請求	令和5年2月27日開催の第2回上尾市いじめ問題対策連絡協議会において教育委員会は令和5年2月27日現在、いじめ重大事態は、小学校2件、中学校6件との回答をしています。 いじめの重大事態については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第一条の四で総合教育会議で協議することとなっておりますが、上尾市では協議されていません。 この8件のいじめの重大事態、それぞれについて、教育委員会が総合教育会議で協議する必要がないと判断した過程がわかる文書を請求致します	指導課	非公開	文書不存在
5-0562	10月30日	11月13日	請求	令和5年9月上尾市議会定例会で採択された下記の請願を受け、教育委員会として目標に対しどのように取組むかが話し合われた会議等の内容、及び教育長、学校教育部長が働き方改革について指示した内容がわかる全ての文書の開示をお願い致します。尚、9月～10月末までに作成された文書をお願い致します。件名 上尾市立小・中学校における働き方改革に関する請願	学務課	一部公開	第6号、第7号
5-0564	10月31日	11月13日	請求	上尾市内各小・中学校に勤務する県費教職員の2023年10月分における「時間外在校時間数」が判別できる文書・資料等。	学務課	一部公開	第2号



No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
5-0565	11月5日	11月17日	請求	(1) 上尾市内小・中学校に勤務する職員番号が付された県費教職員(本務者)の内、2023年4月～10月までの間に退職した(退職事由は問わず)人数が判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
5-0566	11月5日	11月17日	請求	(2) 上尾市内小・中学校に勤務する職員番号が付された県費教職員(臨時的任用者)の内、2023年4月～10月までの間に退職した(退職事由は問わず。任期満了者を含む)人数が判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
5-0567	11月5日	11月17日	請求	(3) 2023年11月1日現在における上尾市内小・中学校の県費教職員の内、産・育休者あるいは病休・休職者の代替教職員が未配置である場合、未配置の人数が判別できる文書・資料等。	学務課	一部公開	第2号、第7号
5-0569	11月5日	12月22日	請求	(1) スクールソーシャルワーカー(以下、SSW)の相談件数が2022(令和4)年度は11,474件であるとの学校教育部長の答弁から、SSW一人あたり約1,434件、勤務日数は90日であることから、1日あたり15.9件を担当したことになります。そのうえ、「家庭訪問をし、児童生徒や保護者と面談したり、学校や関係機関とのネットワークづくりを支援したりする」ことは数字の上でも不可能ではないかと請求人は推測します。そこで、SSWが1日(6時間)に約16件を受け持ち、「家庭訪問をし、児童生徒や保護者と面談したり、学校や関係機関とのネットワークづくりを支援したりする」ことが本当におこなわれていることが判別できる文書・資料等。	教育センター	一部公開	第2号
5-0570	11月5日	11月22日	請求	(2) SSWが対応した、2023(令和5)年度上半期(4月～9月)における相談件数が判別できる文書・資料等。	教育センター	非公開	文書不存在
5-0571	11月5日	11月22日	請求	(3) 市議会答弁にある、「(不登校児童生徒数は)令和4年度は小学校126人、中学校308人」の内訳が判別できる文書・資料等。	教育センター	一部公開	第2号
5-0572	11月5日	11月22日	請求	(4) 上尾市内小・中学校についての2023(令和5)年度上半期(4月～9月)における「文科省が定義している不登校児童生徒数」が判別できる文書・資料等(小・中学校の学校別人数)。	教育センター	一部公開	第2号文書不存在
5-0574	11月8日	11月22日	請求	以下の(1)～(5)までの情報の開示を求めます。なお、「」内については、いずれも『令和5年度上尾市教育センターの手引き』から引用した職名となっています。 (1) 「スクールソーシャルワーカー」の勤務条件が判別できる文書・資料等で最新のものの。	教育センター	全部公開	
5-0575	11月8日	11月22日	請求	(2) 「教育心理専門員」の勤務条件が判別できる文書・資料等で最新のものの。	教育センター	全部公開	
5-0576	11月8日	11月22日	請求	(3) 「教育相談員」の勤務条件が判別できる文書・資料等で最新のものの。	教育センター	全部公開	
5-0577	11月8日	11月22日	請求	(4) 「学校適応指導教室指導員」の勤務条件が判別できる文書・資料等で最新のものの。	教育センター	全部公開	
5-0578	11月8日	11月22日	請求	(5) 「さわやか相談室相談員」の勤務条件が判別できる文書・資料等で最新のものの。	教育センター	全部公開	
5-0580	11月9日	11月22日	請求	請求人が知る限り、今年度から開催されている「部活動地域移行推進協議会」の「会議の開催結果(会議録を含む)」については、上尾市教育委員会のHPで公開されていません。そこで、以下の(1)・(2)についての情報の開示を求めます。 (1) 2023.05.23に開催された「令和5年度第1回上尾市中学校部活動地域移行推進協議会」の会議録。	指導課	非公開	文書不存在
5-0581	11月9日	11月22日	請求	(2) 2023.10.02に開催されたと思われる「令和5年度第2回上尾市中学校部活動地域移行推進協議会」の会議録。	指導課	非公開	文書不存在
5-0582	11月10日	11月22日	請求	(請求人による通し番号11-6) 上尾市内各小・中学校における「年間授業時数」に関し、以下の(1)・(2)についての情報の開示を求めます。 (1) 令和4年度の上尾市内各小・中学校における、実施済みの年間授業時数が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
5-0583	11月10日	11月22日	請求	(2) 令和5年度の上尾市内各小・中学校における、年間授業時数の予定が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
5-0584	11月10日	11月22日	請求	2023.11.07に開催された上尾市議会「文教経済常任委員会所管事務調査(いじめ重大事態について)」において学校教育部長が述べている「関係職員の処分」について、『調査報告書』が発出された2023(令和5)年7月27日以降、本請求書受理日までの間に、上尾市教育委員会として関係機関(県教委や南部教育事務所が想定されます)と連絡を取りあったことおよびその内容が判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	第2号、第7号
5-0593	11月28日	12月11日	請求	11月17日に教育委員会学務課長と面談した際、学務課職員の発言「上尾市立学校教育職員の業務量の適切な管理に関する規則は理念法であり必ずしも守る必要がない」 との発言について教育長名での訂正文を口頭で要望致しました。 この要望について、教育長にどのように報告したかがわかる文書と教育長がどのように発言したかがわかる文書を請求致します。	学務課	一部公開	第2号
5-0594	11月28日	12月11日	請求	11月17日に教育委員会学務課と面談した際、文書にて6項目の要望を致しました。それに対し11月24日に学務課より回答がありましたが、回答に納得がいかなかったため、6項目それぞれについて回答の問題点を指摘し11月27日に再度回答して頂くこととなりました。 11月24日に6項目それぞれについてどのような点が問題であると指摘を受けたのかを報告した文書、27日の回答の決裁文書を請求致します。	学務課	一部公開	第2号

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
5-0595	11月28日	12月11日	請求	下記の文章は、教育委員会学務課から11月27日に電話にて回答をいただいたものを確認のため28日にメールで頂いたものです。 澤邊副主幹よりお答えいたしました内容については、令和5年9月に2回、お詫びと訂正をさせていただきました。この度は申し訳ございませんでした。なお、教育長による訂正文書を送付することは考えておりません。この回答の決裁文書を請求致します。	学務課	一部公開	第2号
5-0602	11月30日	12月12日	申出	令和6年度使用小学校教科用図書採択情報公開文書 採択地区内の教科書採択の手続きのわかる文書	指導課	全部公開	
5-0603	11月30日	12月12日	申出	採択における事務手順(各組織の立ち上げから採択事務終了までの日程)がわかるもの	指導課	全部公開	
5-0604	11月30日	12月12日	申出	地区採択協議会(地区によって採択審議会、採択委員会等名称が異なる)の委員、および教科書調査員や専門部員など地区内の教科書採択手続きに関わった各組織の委員(構成員)の「名簿」(各人の肩書きも含む)	指導課	全部公開	
5-0605	11月30日	12月12日	申出	市町村教育委員会が地区採択協議会に諮問した「諮問書」	指導課	非公開	文書不存在
5-0606	11月30日	12月12日	申出	地区採択協議会の「答申書」(添付資料も含む)	指導課	非公開	文書不存在
5-0607	11月30日	12月12日	申出	地区採択協議会の作成した「選定基準」	指導課	一部公開	第7号
5-0608	11月30日	12月12日	申出	採択地区内調査員が作成した「教科書調査報告書」	指導課	全部公開	
5-0609	11月30日	12月12日	申出	各小、中学校が提出した「学校票」(学校案、希望カード、意見、アンケートなど名称が異なる)の集計結果が分かるもの	指導課	全部公開	
5-0610	11月30日	12月12日	申出	採択地区内の市町村民による意見やアンケート内容。	指導課	一部公開	第2号
5-0611	11月30日	12月12日	申出	市町村教育委員会の「議事録」のうち教科書採択に関連する部分	指導課	非公開	ホームページに掲載されているため非公開
5-0617	12月12日	12月22日	申出	「令和6年度使用小学校教科用図書採択関係書類」 ・採択業務日程 ・調査委員会会議録 ・調査委員名簿(専門委員名簿) ・調査研究報告書(音楽) ・教科書展示会アンケート ・各学校意見書及び学校票	指導課	全部公開	
5-0631	12月18日	12月26日	請求	公表されたいじめ重大事態について、下記の法令に沿って、いじめ被害者生徒の教育を受ける権利の保障に万全を期すよう、教育長が教育委員会事務局及び学校に求めたことがわかる指示、やり取り等の全ての文書を請求致します。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第十一条 8項 教育長は、その職務の遂行に当たっては、・・・児童、生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならない。	指導課	非公開	文書不存在
5-0632	12月20日	12月26日	請求	学校教育部・学校保健課の保有する、「保健調査票」の用紙を頂きたいです。	学校保健課	全部公開	
5-0633	12月24日	1月15日	請求	*上尾市内小中学校に配置されている学校図書館支援員(会計年度任用職員)(以下、「支援員」)に関し、以下の(1)～(11)の情報の開示を求めます。開示される資料が重複する場合はその旨ご指示ください。 また、仮に「文書不存在による非公開処分」となった場合にも、上尾市情報公開条例第26条により、積極的な情報提供をお願いいたします。 (1)令和5年度当初の「支援員」の「勤務条件説明書」またはそれに類した文書。	指導課	全部公開	
5-0634	12月24日	1月15日	請求	(2)令和5年度途中で「支援員」の勤務条件(社会保険加入等を含む)の変更(以下「変更点の明示」)がされた場合、そのことを上尾市教育委員会から勤務校の校長に通知したことが判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	第7号
5-0635	12月24日	1月15日	請求	(3)令和4年10月1日以後、パートタイム会計年度任用職員は条件次第で地方公務員共済の組合員となることに変更されました。その場合、共済組合員資格取得の日は勤務12月を満たした翌月の初日となっています。 このことについて上尾市教育委員会が知り得た日付が判別できる文書・資料等(国や県、共済組合からの通知等を含みます)。	指導課	全部公開	
5-0636	12月24日	1月15日	請求	(4)上記(3)については、条件次第で変更されることが分かった時点(すなわち、2022年10月前後)で上尾市教育委員会は当該「支援員」に伝える責務を負うのは自明です。そこで、「支援員」の共済組合員資格取得に関する変更について当該支援員本人にいつ伝えたのが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
5-0637	12月24日	1月15日	請求	(5)上記(4)について、令和5年度当初の「支援員」の「勤務条件説明書」またはそれに類した文書に「変更点の明示」がされなかった場合、なぜされなかったのが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0638	12月24日	1月15日	請求	(6)「支援員」に対し、年度当初の「勤務条件説明書」とは全く違う処遇が強行された場合、当該「支援員」は著しく不利益を被ることになります。 そこで、年度当初の「勤務条件説明書」を教育委員会が当該「支援員」の許諾無しに変更できる根拠となる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0639	12月24日	1月15日	請求	(7)聞くところによれば、上記(4)に関し「支援員」の共済組合員資格取得に関する変更が上尾市教育委員会から当該支援員に伝わったのは、2023年12月になってからということです。これは明らかに上尾市教育委員会の不作為と言えます。そこで、このような不作為について上尾市教育委員会としてどのような責任を取るのか(取ったのか)が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0640	12月24日	1月15日	請求	(8)聞くところによれば、全部または一部の「支援員」について、年度当初の勤務条件説明書において「期末手当支給あり」と明示したにもかかわらず、期末手当を支給しないという所業がおこなわれる(おこなわれた)とのことです。そこで、このようなことが許される根拠(法令等を含む)となる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
5-0641	12月24日	1月15日	請求	(9) 聞くところによれば、全部または一部の「支援員」について、年度当初の勤務条件であった週5日を週4日勤務に強引に変更させるような所業がおこなわれるということです。そうなれば、学校における授業等に支障が出ることは明らかですが、なにゆえにこのような所業がおこなわれるのか、その理由と根拠が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0642	12月24日	1月15日	請求	(10) 聞くところによれば、「支援員」は1か月の報酬等額が8.8万円以上にならないように勤務の年間スケジュールを管理しているとのことです。それにもかかわらず、上尾市教育委員会が当該「支援員」を共済組合に強制加入させる根拠が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
5-0643	12月24日	1月15日	請求	(11) 上尾市教育委員会として「支援員」に向けて「変更点の明示」についての説明会を開催する(した)ことが判別できる文書・資料等。なお、説明会が実施されない場合には開催しない理由が判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	第7号
5-0645	12月26日	1月5日	請求	2023.12.23に開催された、下記「上尾市 臨時的任用教職員 説明会」について、後述の(1)～(6)についての情報の開示を求めます。また、仮に「文書不存在による非公開」という処分になった場合にも、上尾市情報公開条例第26条による適切な対応をお願いいたします。 (1) 2023.12.23に開催された「上尾市臨時的任用教職員説明会」(以下、「説明会」)において参加者に配布された「次第」および資料等一式(参加希望者が無く、中止を余儀なくされた場合には、説明会のために準備した資料等一式)。	学務課	全部公開	
5-0646	12月26日	1月5日	請求	(2) 上記案内の中の「内容」に「働き方」とありますが、そのことについて市教委としてどのように参加者に説明したのかが判別できる文書・資料等	学務課	全部公開	
5-0647	12月26日	1月5日	請求	(3) 「説明会」当日の参加者数(市教委職員を除く)が判別できる文書・資料等	学務課	一部公開	第2号
5-0648	12月26日	1月5日	請求	(4) 「説明会」に出席した上尾市教育委員会側の職名・氏名が判別できる文書・資料等。	学務課	全部公開	
5-0649	12月26日	1月5日	請求	(5) 「説明会」の開催前に各方面に案内を出している場合、その送付(送信)先が判別できる文書・資料等。	学務課	全部公開	
5-0650	12月26日	1月5日	請求	(6) 「説明会」当日の記録(市教委職員のメモでも可。参加者からの質問とそれについての回答を含む)。	学務課	全部公開	
5-0652	12月30日	1月12日	請求	12月26日付の教育委員会からの回答で、「改めて45時間超の職員への対応について、各学校に聞き取りを行った」とありますが、小学校22校、中学校11校について教育委員会が学校に聞き取りをおこなった内容がわかる文書すべてを請求致します。	学務課	一部公開	第7号文書不存在
5-0653	1月3日	1月17日	請求	(1) 「上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例」第13条第2項により、「いじめ問題調査委員会」の委員は教育委員会が委嘱することになっています。また、第14条第2項により、委員の任期は2年(再任可)とされています。そこで、現在の各委員に向けて「いじめ問題調査委員会」の委員を委嘱したことが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
5-0654	1月3日	1月17日	請求	(2) 上記(1)について、教育委員会の議事(議案や報告など)としたことが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0655	1月3日	1月17日	請求	(3) 上記(1)および(2)について「文書不存在により非公開」という処分とされた場合であっても、現在の「いじめ問題調査委員会」の委員就任には正当性や裏付けがあると認められる文書・資料等。	指導課	全部公開	
5-0656	1月3日	1月17日	請求	(4) 令和4年度および令和5年度(本請求書受理日まで)に「いじめ問題調査委員会への報酬」として支払われた額(各委員別)が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
5-0657	1月3日	1月15日	請求	上尾市内中学校で起きた「いじめ重大事態」にかかる、令和5年7月27日付け『調査報告書』にかかわって、後述する(1)～(3)の情報の開示を求めます。 (1) 「いじめ重大事態」について、教育長が「職務の遂行に当たって、自らが当該地方公共団体の教育行政の運営について負う重要な責任を自覚するとともに、被害生徒の教育を受ける権利の保障に万全を期して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いた」のか否かが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0658	1月3日	1月15日	請求	(2) 『調査報告書』P12の記述が事実であれば、教育長は、被害生徒の教育を受ける権利の保障には万全を期した一方で、被害生徒の教育を受ける権利の保障には万全を期していないと思われる。そのことについての教育長の見解が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0659	1月3日	1月15日	請求	(3) 上述の「いじめ重大事態」に関する教育長の職務遂行については、「被害生徒の教育を受ける権利の保障に万全を期して上尾市の教育行政の運営がおこなわれた」とは到底言えず、地教法第11条第8項に違反していると考えられます。このこと(法律違反事案)について、「誰が」「どのように」に対応するのが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0662	1月4日	1月17日	請求	(請求人による通し番号2401-5) ※以下については、すべて直近の文書・資料等の開示を求めます。 (1) 2023.12.14の上尾市議会文教経済常任委員会の席上、指導課長は「(SDGsにかかわる研究について)県のほうから上尾市に依頼がされ、西中と今泉小で(研究をおこなう)趣旨の発言をしています。 (1)-1 上記にかかわって、埼玉県教育委員会から上尾市教育委員会に対してSDGsにかかわる研究の依頼がされたことが判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	第7号
5-0663	1月4日	1月17日	請求	(1)-2 上記依頼についての上尾市教育委員会から埼玉県教育委員会への回答が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
5-0664	1月4日	1月17日	請求	(1)-3 西中および今泉小が当該「研究」を受けることになった理由や経緯が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
5-0665	1月4日	1月17日	請求	(2) 令和6年度の上尾市内全ての小中学校における「(国・県・市からの)委嘱研究」の予定が判別できる文書・資料等(一覧表が望ましい)。	指導課	全部公開	

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
5-0666	1月4日	1月17日	請求	(3) 12月議会の一般質問でも取り上げられましたが、現状では、3年の間に2年間「委嘱研究」が否応なしに実施されていると思われます。 教育職員の働き方改革の観点からも、現状の「3年の間に2年間」を「6年の間に2年間」とした場合のメリットとデメリットが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0667	1月4日	1月17日	請求	(4) 上述の「委嘱研究」以外で、上尾市教育委員会指導課が授業研究等の名目で市内各小中学校を訪問する(いわゆる「指導課訪問」)については、①「計画訪問」または同趣旨の学校訪問。②「要請訪問または同趣旨の訪問。とに大別できると考えられます。そこで、昨年度から今年度にかけておこなわれた指導課による各学校への「学校訪問」が上記①または②のどちらに当たるのが判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
5-0668	1月4日	1月17日	請求	(5) 上記において、「計画訪問(または同趣旨の学校訪問)」の場合、任意なのか強制的なのか判別できる文書・資料等。なお、強制である場合はその根拠となる文書・資料等も合わせて開示を求めます。	指導課	全部公開	
5-0669	1月4日	1月12日	請求	(6) - 1 地教法では、「指導主事は……学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない」と謳われています。それでは、指導主事であるための条件としての「教養と経験」とは何であるか判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
5-0670	1月4日	1月12日	請求	(6) - 2 地教法では、「指導主事は……公立学校の教員をもって充てることのできる」と謳われています。それでは、学校の教員の職を保有したままで事務局職員とはならない、所謂「充て指導主事」をなぜ上尾市では置かないのが判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
5-0671	1月4日	1月12日	請求	(7) 請求人が別途情報公開請求で得た資料によれば、2023.11.01現在、上尾市内小中学校では21名も未配置・未補充の教員不足の実態があります。一方で、上尾市教育委員会事務局には学校から異動となりいずれは学校に戻るとされる「指導主事」が19名も配置されています。 また、「いじめ重大事態」が起きた際には、指導主事が一定期間学校に派遣されていることを請求人は知っています。 そこで、この19名の内の何人かについて(未補充が解消されるまでの間など)一定期間当該学校に派遣することを上尾市教育委員会として検討している(した)ことが判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
5-0672	1月4日	1月12日	請求	(8) 請求人が知り得たところによれば、上尾市内某中学校の本務者である教育職員が昨年10月に退職したとのことですが、その「後補充」について、本請求書受理日現在どのようになっているのか判別できる文書・資料等(当該学校の学校日誌や校長から職員への連絡文書等)。	学務課	一部公開	第2号、第7号
5-0673	1月4日	1月12日	請求	(9) 「上尾市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」について、罰則規定を設けなかった理由が判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
5-0674	1月4日	1月12日	請求	(10) 上記(9)において、罰則規定が無ければ、「絵に描いた餅」、すなわち実効的な規則には程遠いものであると請求人は懸念します。そこで、罰則規定では無いにせよ、上記規則を遵守しなかったことが明白な場合、上尾市教育委員会としてどのような対応をするのが判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
5-0675	1月4日	1月18日	請求	教育委員会2023年10月定例会における報告事項「令和5年 上尾市議会9月定例会 市政に対する一般質問 答弁要旨」の中で、鈴木茂議員の質問に対して、学校教育部長は次のように答弁したとの報告がされています。 この報告にある「上尾市立小・中学校働き方改革推進委員会」および「上尾市立小・中学校働き方改革懇談会」について、以下の情報の開示を求めます。 (1) 令和4年度および令和5年度の間に開催された「上尾市立小・中学校働き方改革推進委員会」の会議録または会議録に類した文書・資料等。	学務課	全部公開	
5-0676	1月4日	1月18日	請求	(2) 「上尾市立小・中学校働き方改革推進委員会」の「委員」はどのようにして選ばれたのか、また、「委員」の職(あるいは帰属先)・氏名等が判別できる文書・資料等。	学務課	一部公開	第7号
5-0677	1月4日	1月18日	請求	(3) 令和4年度および令和5年度の間に開催された「上尾市立小・中学校働き方改革懇談会」の会議録または会議録に類した文書・資料等。	学務課	全部公開	
5-0678	1月4日	1月18日	請求	(4) 「上尾市立小・中学校働き方改革懇談会」の「委員」はどのようにして選ばれたのか、また、「委員」の職(あるいは帰属先)・氏名等が判別できる文書・資料等。	学務課	一部公開	第7号文書不存在
5-0690	1月16日	1月24日	申出	・令和2年度の上尾市から埼玉県へ提出(回答)した「公立小・中学校、公立幼稚園PTA等の実態調査(様式1)」	生涯学習課	非公開	文書不存在
5-0691	1月16日	1月24日	申出	・令和3年度の上尾市から埼玉県へ提出(回答)した「公立小・中学校、公立幼稚園PTA等の実態調査(様式1)」	生涯学習課	非公開	文書不存在
5-0692	1月16日	1月24日	申出	・令和4年度の上尾市から埼玉県へ提出(回答)した「公立小・中学校、公立幼稚園PTA等の実態調査(様式1)」	生涯学習課	全部公開	
5-0693	1月16日	1月24日	申出	・令和5年度の上尾市から埼玉県へ提出(回答)した「公立小・中学校、公立幼稚園PTA等の実態調査(様式1)」	生涯学習課	全部公開	
5-0694	1月16日	1月24日	申出	・学校保有の個人情報等をPTAへの提供を原則禁止とする通知(令和5年2月に白岡市教育委員会から出た通知「学校におけるPTA活動についての留意事項」同様のもの)。	指導課	非公開	文書不存在
5-0699	1月21日	2月2日	請求	上尾市教育委員会による「通学区域に関するアンケート」(提出のべが2024年2月上旬とされているアンケートおよび同趣旨のものを指します。以下「アンケート」と表記)に関して、次の(1)～(9)までの情報の開示を求めます。 (1) 「アンケート」の原本(複数の種類がある場合には全ての「アンケート」)。	教育総務課	一部公開	第7号
5-0700	1月21日	2月2日	請求	(2) 「アンケート」の対象者・対象地域が判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
5-0701	1月21日	2月2日	請求	(3) 「アンケート」を発出するにあたっての決裁文書の類。	教育総務課	全部公開	
5-0702	1月21日	2月2日	請求	(4) 「アンケート」の目的が判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
5-0703	1月21日	2月2日	請求	(5) 「アンケート」の発送等の実際の担当(委託企業等を含む)が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在



No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
5-0704	1月21日	2月2日	請求	(6) 上記(5)の委託先が企業等であった場合、その委託費用の額が判別できる文書・資料等	教育総務課	非公開	文書不存在
5-0705	1月21日	2月2日	請求	(7) 「アンケート」の集約・公表についての日程(予定を含む)が判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
5-0706	1月21日	2月2日	請求	(8) 「アンケート」の結果についてどのように扱うかが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
5-0707	1月21日	2月2日	請求	(9) 上尾市webサイトの教育委員会の頁には、「学校施設の更新」メニューがあり、以下のように掲載されています(最終閲覧日2024.01.21)。 そこで、上記「アンケート」を実施しているにもかかわらず、「※現在、意見聴取等の開催は、ありません」と記載されている理由が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
5-0708	1月21日	2月1日	請求	上尾市内小・中学校(開示対象の学校名は後述のとおり)の児童・生徒が使用する、個室トイレ(男子用・女子用)について、学校ごとの洋式・和式それぞれの数が判別できる文書・資料等(できれば男女別が望ましい)。 (以下、本請求書において開示を求める対象校) [小学校] 尾山台小・富士見小・大石小 [中学校] 大石南中・上尾中・大石中 以上6校。	教育総務課	全部公開	
5-0721	1月29日	2月9日	請求	「上尾市幼児教育推進協議会委員」に委嘱された首藤敏元氏に対して交付された「委嘱状」「委嘱書」または同趣旨の文書・資料等。	指導課	全部公開	
5-0731	2月1日	2月14日	請求	12月議会で採択された請願の中で要望したいじめ重大対応フロー図、手順に1. いじめ防止対策推進法第二十三条6 警察との連携行政文書の名称 2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第一条の四総合教育会議での協議を加えることについて、教育委員会でのような検討がされたかがわかる全ての文書	指導課	非公開	第7号
5-0734	2月7日	2月21日	請求	上尾市内全小・中学校(向原分校を除く)の児童・生徒が使用する、個室トイレ(男子用・女子用)について、学校ごとの洋式・和式それぞれの数が判別できる文書・資料等(できれば男女別が望ましい)。	教育総務課	全部公開	
5-0735	2月7日	3月12日	請求	生徒から「もっと英語を話したい」という「ニーズ」や「要望」があることが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0736	2月7日	3月12日	請求	A L T 派遣業者と締結した委託契約の中で、来年度「月に3日 土曜日」にA L T を派遣してもらう契約(仕様書)が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0737	2月7日	3月12日	請求	「日本人の英語の先生」とは誰のことを指すかが判別できる文書・資料等(委託契約している派遣会社の社員なのか、それとも市内の中学校の教員なのかかわかる文書・資料等)。	指導課	非公開	文書不存在
5-0738	2月7日	3月12日	請求	「日本人の英語の先生」が市内の中学校の教員である場合、「コーディネーターとしてサポートする」のはいつなのか(平日なのか、「イングリッシュサロン」を開設する土曜日なのか)が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0739	2月7日	3月12日	請求	「日本人の英語の先生」が市内の中学校の教員である場合、「コーディネーターとしてサポートする」のは何に基づくかが判別できる文書・資料等(校長の職務命令なのか否かを含む文書・資料等であること)。	指導課	非公開	文書不存在
5-0740	2月7日	3月12日	請求	「日本人の英語の先生」が市内の中学校の教員である場合、現在上尾市教育委員会が進めている「働き方改革」との矛盾は無いことが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0741	2月7日	3月12日	請求	「英語部」は市内いずれの中学校にも存在しません。それにもかかわらず、「イングリッシュサロン」の取り組みをすすめるため決めた経緯が判別できる文書・資料等で直近のもの。	指導課	非公開	文書不存在
5-0742	2月7日	3月12日	請求	「全国初」を強調するのか、その理由が判別できる文書・資料等。	指導課	全部公開	
5-0743	2月7日	2月20日	請求	「スクールロイヤー」の任命権者・任用形態等(市費か県費か、会計年度任用職員なのか、あるいは民間企業や事務所等との契約なのか)が判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
5-0744	2月7日	2月20日	請求	「スクールロイヤー」の任用(発令)時期はいつから任用されるのか(または企業等との契約がいつからなのか)について判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
5-0745	2月7日	2月20日	請求	「スクールロイヤー」の勤務条件(報酬・休暇等)が判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
5-0746	2月7日	2月20日	請求	「スクールロイヤー」に実際に担当してもらう業務内容が判別できる文書・資料等。	学務課	非公開	文書不存在
5-0747	2月8日	2月21日	請求	「第1回臨時会」のすべての議案審議について、傍聴者を退室させたうえで「会議を非公開」とした理由が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
5-0748	2月8日	2月21日	請求	【教育委員会の会議の公開・非公開の基準について】が現在も有効であることが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
5-0749	2月8日	2月21日	請求	「市議会に提出する案件であることをもって、非公開とするものではないということにご留意ください」と説明されているにもかかわらず、「第1回臨時会」では、傍聴者が退席を余儀なくされました。「こうした事実は不当である」と市民が訴えるための上尾市の「機関」あるいは「制度」にはどのようなものがあるかが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
5-0757	2月21日	3月4日	請求	フリースクールなどへの支援について、教育委員会が先行自治体の調査をしたことがわかる調査結果等の全ての文書	教育センター	全部公開	
5-0763	2月22日	3月7日	請求	本請求書においては、以下の略称を用います。 ①令和6年2月14日付事務連絡「学校図書館支援員の社会保険(共済組合及び厚生年金)加入に関する一連の対応に対するお詫び及び今後の対応について」文書 = 「①事務連絡」 ②令和6年2月8日付け「上教指第1920号」文書 = 「②上教指第1920号」 (1) 「①事務連絡」を発出した理由・経緯等が判別できる文書・資料等 (2) 「②上教指第1920号」の原本、およびこの文書を発出するにあたっての起案・決裁文書の類。ただし、[学校図書館支援員]の個人名・家族名が記載されている場合は、その部分にマスキングしたうえで閲覧をさせていただきます。	指導課	一部公開	第2号、第7号
5-0764	2月22日	3月7日	請求	本請求書においては、以下の略称を用います。 ①令和6年2月14日付事務連絡「学校図書館支援員の社会保険(共済組合及び厚生年金)加入に関する一連の対応に対するお詫び及び今後の対応について」文書 = 「①事務連絡」 ②令和6年2月8日付け「上教指第1920号」文書 = 「②上教指第1920号」 (1) 「①事務連絡」を発出した理由・経緯等が判別できる文書・資料等 (2) 「②上教指第1920号」の原本、およびこの文書を発出するにあたっての起案・決裁文書の類。ただし、[学校図書館支援員]の個人名・家族名が記載されている場合は、その部分にマスキングしたうえで閲覧をさせていただきます。	指導課	一部公開	第2号、第7号

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
5-0765	2月22日	3月7日	請求	(3) 令和4年2月17日付け公共第887-3号「令和4年10月実施の地方公務員共済組合制度の非常勤職員への適用拡大に係る留意点について(通知)」文書を現在保有している課がどこであるのか(指導課・教育総務課・職員課のどの課なのか)が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0766	2月22日	3月7日	請求	(4) 「①事務連絡」および「②上教指第1920号」各文書は、指導課長・教育総務課長・市長による「お詫び」あるいは「謝罪」が含まれていると思われていますが、その三者が実際にどのような責任を負うのか(減給などの処分が想定されます)、それとも単に文書を発出するのみで実質的には責任を負わないのかを判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0767	2月22日	3月7日	請求	(5) 「上尾市会計年度任用職員の種類及び職名に関する規則」第3条および別表には、次頁のとおり、[学校図書館支援員]の名称は見当たりません。また、請求人が別途入手した令和5年4月1日付け「上尾市会計年度任用職員勤務条件説明書」にも[学校図書館支援員]という職名は見当たらず、職務内容として「司書教諭又は学校図書館業務を担当する教員の職務の補佐」と記載されているのみです。それにもかかわらず、「①事務連絡」文書では、宛先が学校図書館支援員様と記載されています。そこで、以下の情報の開示を求めます。 (5)-1 なにゆえに「①事務連絡」文書では、宛先が学校図書館支援員様と記載されているのか判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0768	2月22日	3月7日	請求	(5)-2 [学校図書館支援員]とは職名であるのか否かが判別できる文書・資料。	指導課	非公開	文書不存在
5-0769	2月22日	3月7日	請求	(5)-3 [学校図書館支援員]の規則上の職名は何であるかが判別できる文書・資料等。なお、文書・資料等が存在しない場合には「上尾市情報公開条例」第26条により情報の提供をお願いします。	指導課	全部公開	
5-0770	2月22日	3月7日	請求	令和6年上尾市教育委員会2月定例会報告事項1「令和6年度民間スイミングスクールを活用した水泳授業の実施校について」の中で、(新規)として芝川小・鴨川小・大谷中・大石北小の4校が掲載されています。そこで、(新規)としてなぜ前記4校が選定されたのか、その理由や経緯が判別できる文書・資料等。	教育総務課	全部公開	
5-0771	2月22日	3月4日	請求	令和4年3月7日 文教経済常任委員会 鈴木茂 残り2名に今言ったように不登校を経験していた親とか、実際の親かどうか分かりませんが、または民間でも何でもいければ、不登校を支援している人たち、そういう人をあと2人入れたらいいのではないですか。見解を。 学校教育部長 今後検討していくべきと存じます。 不登校当事者の保護者、民間の不登校支援者を不登校対策推進委員会の委員にするかどうかについてどのように検討したかがわかる文書全てを請求致します。	教育センター	非公開	文書不存在
5-0772	2月22日	3月7日	請求	『令和5年度民間スイミングスクールを活用した水泳授業モデル事業アンケート調査報告書』P2この記述中、「通常学級については、児童を15人から20人程度のグループに分け、泳力別の指導を基本とする」とあります。 (1) なぜこのグループ分けを学級定員と同規模の35人または40人としなかったのか、その理由が判別できる文書・資料。	教育総務課	非公開	文書不存在
5-0773	2月22日	3月7日	請求	『令和5年度民間スイミングスクールを活用した水泳授業モデル事業アンケート調査報告書』P2この記述中、「通常学級については、児童を15人から20人程度のグループに分け、泳力別の指導を基本とする」とあります。 (2) 令和5年度の水泳授業モデル事業実施校4校の内、原市小および瓦葺中における学年別グループ数と各グループの最大人数が判別できる文書・資料等(各グループの人数については、欠席者数は考慮せず、基本の人数で可)。 (例: 原市小4年生グループ数5人数20人など)	教育総務課	全部公開	
5-0774	2月22日	3月7日	請求	2024(令和6)年1月4日、請求人は市民1名との連名で、仮称「教育長・教育委員と市民との懇談会」開催に関する請願(以下、請願)を市教委事務局に提出しました。 しかしながら、2月定例会においても、請願はいまだに議案となっておりません。このことについて請求人が問い合わせをしたところ、市教委事務局から2月9日付で「請願につきましては、その写しを教育長及び教育委員に配布し周知を行いました。上尾市教育委員会会議規則第6条では、議案及び動議の提出の見出しで、委員は、議案及び動議を提出することができる。議案及び動議が提出されたときは、教育長は、会議に諮ってこれを議題としなければならないと定められており、現状ではこれらの提出はありませんので、議題としておりません。」との回答が送られてきました。これらの事実を踏まえて、次の(1)～(5)についての情報の開示を求めます。 (1) 請求人が請願を今年1月4日に提出してから、本請求書受理日までの間、請願がどのように取り扱われたかが判別できる文書・資料等。	教育総務課	一部公開	第2号
5-0775	2月22日	3月7日	請求	(2) 2018(平成30)年の教育委員会7月定例会では、「2019年度使用中学校道徳教科書の採択に係る請願について」が議案となっています。つまり、この時は提出された請願が議案となっているわけですが、同定例会以降、本請求書受理日までの間に提出された請願(請求人が提出した請願を除く)がどのように扱われたかが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
5-0776	2月22日	3月7日	請求	(3) 上記(1)において、「提出した議案にかける様子が認められない」場合であっても、上尾市教育委員会として「市民の労力と憲法で定められた請願権を無視したことにはならない」と主張できる根拠が判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
5-0777	2月22日	3月7日	請求	(4) 請願について、今後(本請求書受理日以降)どのように取り扱われるのかを判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
5-0778	2月22日	3月7日	請求	(5) 請求人は今回の請願の扱いについて、冒頭で言及した市教委事務局からの「回答」には全く納得していないどころか、教育長と5人の合議体である教育委員会、および市教委事務局に対する不信感を抱いています。そこで、市民がこのような対応をされたときのために置かれている、上尾市の機関(または人)には何があるかが判別できる文書・資料等。	教育総務課	非公開	文書不存在
5-0786	3月7日	3月19日	請求	【資料】のとおり、さいたま市では、文科省「令和4年度英語教育実施状況調査」の結果について昨年の5月に公表しています。同調査については上尾市においても実施されたと思われるので、その結果が判別できる文書・資料等。また、上尾市(教委)のHPではこの結果が公表されていませんが、なぜ公表しないのかが判別できる文書・資料等。なお、もしもHP等ですでに公表されている場合はその旨ご教示ください。	指導課	非公開	文書不存在
5-0787	3月7日	3月19日	請求	(1) 小・中学校ALT配置人数については、令和3年度(実績)・令和4年度(実績)および令和5年度(目標)がいずれも36人で変更が無いにもかかわらず、「事業費の推移」では、令和3年度(決算)、令和4年度(決算)、令和5年度(予算)と毎年増額しているのが分かります。そこで、 (1) - 1 令和『令和5年度上尾市教育委員会の事務に関する点検評価報告書』(以下、『点検評価報告書』) P47(事業名 英語教育推進事業)について、以下の(1)～(3)までの情報の開示を求めます。 3年度決算よりも令和4年度決算が15,399(千円)増えた理由が判別できる文書・資料等。	指導課	一部公開	第7号
5-0788	3月7日	3月19日	請求	(1) - 2 令和4年度決算が136,866(千円)に対し、令和5年度の予算は161,596(千円)となっており、24,730(千円)も増額されています。	指導課	一部公開	第7号
5-0789	3月7日	3月19日	請求	(2) 以下は『点検評価報告書』の「当該事業の評価/今後の方向性」の記述です。このとおり、「令和5年度から令和8年度までの3年間、ALTの…」(後略)」と記述されていますが、正しくは「令和5年度から令和7年度までの3年間」であるのは自明です。そこで、当該記述を公に訂正したことが判別できる文書・資料等(教育委員会会議等での訂正やHP上での訂正等が想定されます)。	指導課	非公開	文書不存在
5-0790	3月7日	3月19日	請求	(3) 上述の(2)については、担当者の不注意あるいは職員相互のcheckの甘さによるものであると推測できますが、『点検評価報告書』の発出については、以下のような経緯があると思われます。 ①指導課で「今後の方向性」文言の原案作成→②課長や部長等の決裁→③2023.9月定例会にて原案協議(教育委員は事前に目を通してはいるはず)→(この間、第三者評価者も文言を読んでいないはず)→④2023.11月定例会にて議案として採択→⑤HP上等での公表 すなわち、原案の文言作成の段階から公表までには、指導課職員(起案)、指導課長(決裁)、学校教育部長(決裁)、教育総務部長・教育長・教育委員5名・定例会に出席した部課長等・『点検評価報告書』評価者3名の合計20数名が『点検評価報告書』に目を通してはいるはずですが、それにもかかわらず、この文言のまま『点検評価報告書』が公表されてしまいました。その主因は、最初の段階(市教委事務局内の決裁段階)でcheckがされていないか、checkが極めて緩いと考えられます。さらに、請求人および指導課職員が知っているのとおり、他の事案でも指導課内で相互のcheckがされていなければ避けられた事案が複数あります。 そこで、市教委事務局(指導課)内で互いの業務について実効性のあるcheck体制が有るのか無いのかが判別できる文書・資料等。 ①指導課で「今後の方向性」文言の原案作成→②課長や部長等の決裁→③2023.9月定例会にて原案協議(教育委員は事前に目を通してはいるはず)→(この間、第三者評価者も文言を読んでいないはず)→④2023.11月定例会にて議案として採択→⑤HP上等での公表	指導課	非公開	文書不存在
5-0791	3月7日	3月19日	請求	上尾市教育委員会『令和5年度上尾の教育』(令和5年12月)のP36～P42の記述に関して、以下の情報の開示を求めます。 (1) P36～38の表の欄外に「※網掛けは令和5年度発表」との記述がありますが、たとえば上尾小は網掛けで「発表」はR5.10.25となっていますが、P39以降の「令和5年度委嘱研究発表」には入っていません。 そこで、『令和5年度上尾の教育』で示されている「令和5年度発表」と「令和5年度委嘱研究発表」との差異が判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0792	3月7日	3月19日	請求	「令和5年度委嘱研究発表」との差異が判別できる文書・資料等。 (2) 平方小は、P36の表では、次のように記述されています。 研究領域=体力向上 研究主題または内容=自己有用感を高める体育授業の工夫改善 研究委嘱機関=なし 委嘱機関=なし 発表=なし 一方、P39には(2) 令和5年度委嘱研究発表として、平方小について次のように記述されています。 学習指導(上尾市教育委員会委嘱) 研究主題=分かった・できた喜びを感じ、意欲的に学ぶ児童の育成～認め合う教育を基盤とした自己有用感を高める学習指導法の工夫改善～ そこで、平方小に関し、同一年度にもかかわらず、なぜ異なる「研究主題」が二つあるのかが判別できる文書・資料等。	指導課	非公開	文書不存在
5-0806	3月19日	3月27日	請求	※以下の情報公開請求を求めます。なお、本請求書は上尾市宛てに申請しています。 (1) 「上尾市会計年度任用職員の種類及び職名に関する規則」別表に、次の(ア)～(エ)の「職名」が掲載されていない理由が判別できる文書・資料等。 (ア) 学校図書館支援員 (エ) アッピー部活動サポーター	指導課	非公開	文書不存在

No.	受付日	決定日	区分	請求内容	担当課	決定の内容	一部公開・非公開の理由 (情報公開条例第7条)
5-0807	3月19日	3月29日	請求	※以下の情報公開請求を求めます。なお、本請求書は上尾市宛てに申請しています。 (1) 「上尾市会計年度任用職員の種類及び職名に関する規則」別表に、次の(ア)～(エ)の「職名」が掲載されていない理由が判別できる文書・資料等。 (イ) アップスマイルサポーター (ウ) スクールサポートスタッフ	学務課	非公開	文書不存在
5-0810	3月23日	4月3日	請求	(1) 2023(令和5)年度(本請求書受理日まで)における、家庭教育支援員の「業務報告書」または同趣旨の報告書・日誌の類。無ければ、家庭教育支援員本人による「今日はこういう仕事をした」というメモで可。なお、以上の文書・資料・メモ等の対象期間は2023(令和5)年度ですが、週別・月別でなくとも、どこか1日分でも可。	生涯学習課	非公開	文書不存在
5-0811	3月23日	4月3日	請求	(2) 下記資料は、埼玉新聞のweb版の引用です。この記事の中の下線部について、後述する情報の開示を求めます。 (2)-1 上記埼玉新聞の取材に対して、下線部の発言をした職員の職・氏名と、取材に答えた正確な発言が判別できる文書・資料等。	生涯学習課	一部公開	第2号
5-0812	3月24日	4月3日	請求	(2)-2 上記発言(下線部)に「市の当て職(原文ママ)もあり、負担が大きい」とありますが、「市の当て職」(「充て職」の誤変換かと思われます)とは何かについて判別できる文書・資料等。	生涯学習課	全部公開	
5-0813	3月24日	4月3日	請求	(2)-3 上記発言(下線部)に「市の当て職(原文ママ)もあり、負担が大きい」とありますが、この発言の「負担」とは何か判別できる文書・資料等。	生涯学習課	全部公開	
5-0815	3月24日	3月29日	請求	この答弁で教育総務部長が言及している、「(2023年)8月から9月にかけて実施した、平方北小学校、尾山台小学校、大石南中学校の未就学児保護者を含む保護者や教員に対し、アンケート調査」のアンケート用紙、アンケート対象者とその人数、回収状況、およびアンケート結果等が判別できる文書・資料等	教育総務課	一部公開	第6号、第7号
5-0816	3月24日	3月29日	請求	(2) 上記アンケートの結果等については、この答弁後の教育委員会定例会(2023年12月、2024年1月～3月)において、いまだに報告がされていません。その理由が判別できる文書・資料等	教育総務課	非公開	文書不存在
5-0819	3月26日	4月15日	請求	教育委員会が令和6年3月25日付けで働き方改革について各学校宛てに通知した文書を請求致します。資料は除きます。	学務課	一部公開	第7号